

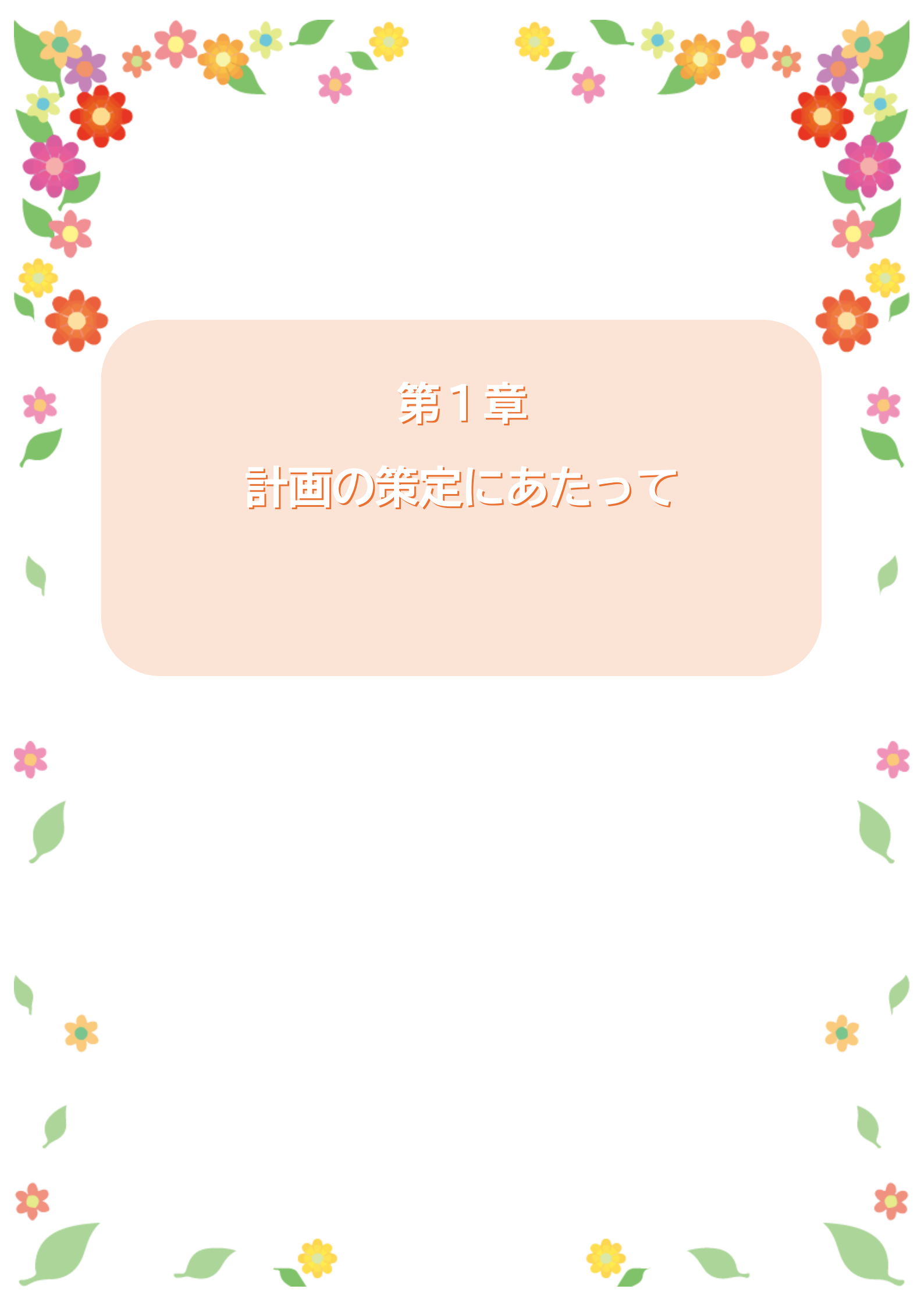
平群町こども計画

令和7年3月

平 群 町

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
第2章	子ども・子育てを取り巻く現況	
1	人口等の動向	3
2	家庭や地域の動向	6
3	こどもの状況	9
4	教育・保育の状況	12
5	母子保健事業等の状況	14
6	アンケート調査結果	16
7	第2期子ども・子育て支援事業計画、平群町子どもの未来応援計画事業評価	24
8	現状からみえた課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	37
2	基本目標	38
3	施策の体系	39
第4章	基本施策の展開	
1	基本目標1 子ども・若者のための地域づくり	41
2	基本目標2 子育て家庭のための地域づくり	46
3	基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て家庭のための地域づくり	52
4	数値目標	58
第5章	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
1	子ども・子育て支援新制度の概要	61
2	教育・保育提供区域の設定	63
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	64
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	66
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制	74
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	75
第6章	こども施策の推進に向けて	
1	計画の推進体制と進捗管理	77
2	今後の教育・保育施設のあり方について	78
資料編		
1	第2期子ども・子育て支援事業計画事業実績	79
2	こどもの意見聴取の結果	83
3	「子育て支援システム」について	84
4	平群町子ども・子育て支援会議条例	86
5	平群町子ども・子育て支援会議委員名簿	88
6	計画の策定経過	89



第1章

計画の策定にあたって

第1章

計画の策定にあたって

1

計画の背景

こどもは、まちの次の時代を担うかけがえのない存在であり、こどもが安心して育つことができる環境や安心してこどもを生み育てることのできる環境を整備していくためには、社会全体でこどもや子育て家庭等を支えていくことが重要となります。

本町では、平成29年度に「平群町子どもの未来応援計画」、また、令和2年度には「第2期平群町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもや子育て家庭等に対する支援の充実に努めてきました。その中でも、とりわけ、こどもの人権尊重という視点に立ち、こどもの育ちについて、親のみに全責任を負わせるのではなく、こどもの利益を最優先にしながら、地域のなかで切れ目なく子どもの育ちを支援していく「子育て支援システム※」に着目してきました。

国においても、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、また、本法に基づき、令和5年12月に、こども施策を総合的に推進するための「こども施策に関する大綱」（以下、「こども大綱」という。）が閣議決定されました。「こども大綱」では、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、健やかな成長を地域全体で後押しすることで、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。

本町が着目してきた「子育て支援システム」は、こうした国の考え方と同じ方向性を目指すものであり、町内のこども施策を推進していくために、さらに弾みをつけていくための好機として捉えることができます。

このような状況を踏まえ、この度、新たに令和7年度を計画初年度とする「平群町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

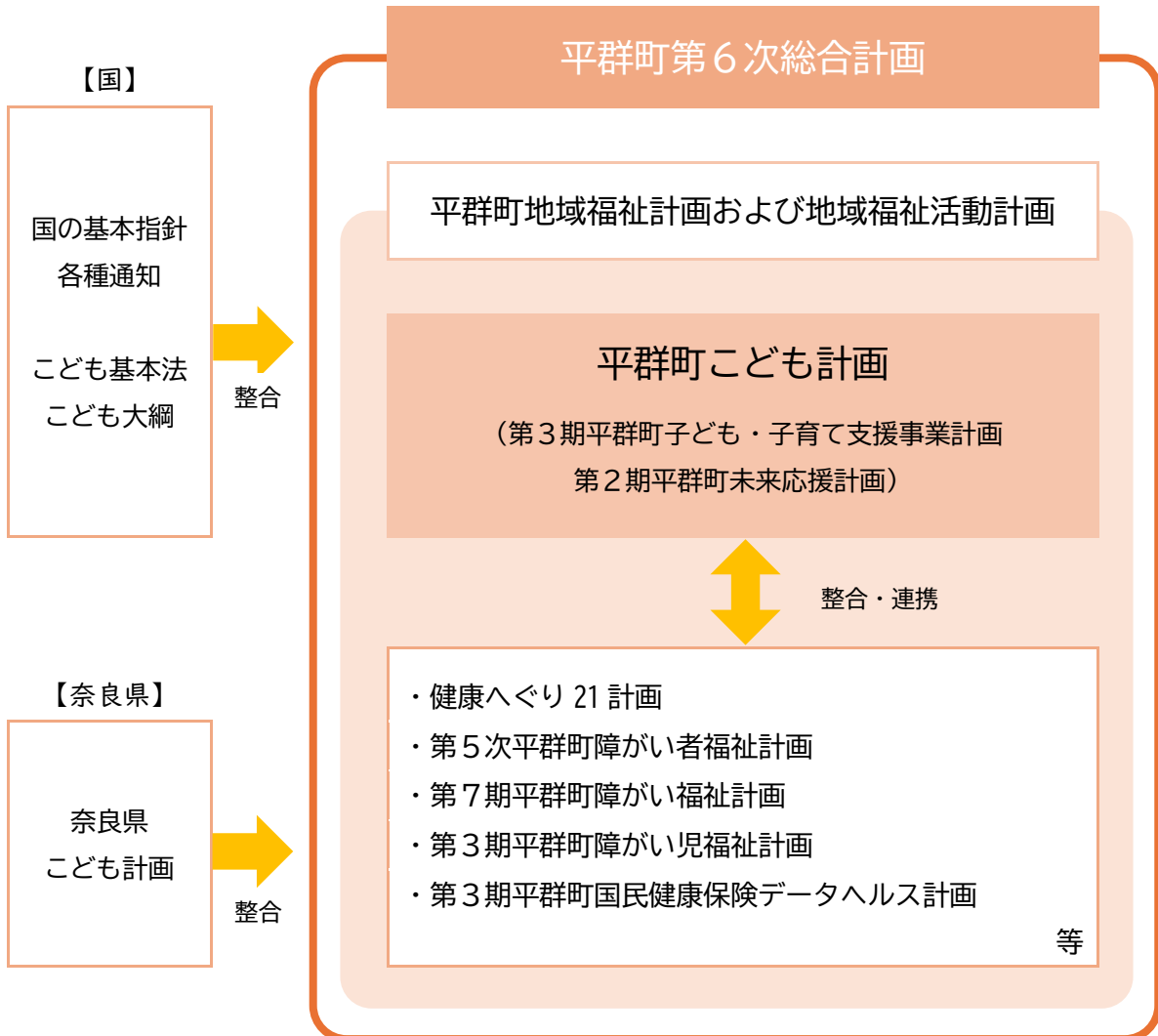
本計画は、これまでの「平群町子どもの未来応援計画」並びに「平群町子ども・子育て支援事業計画」を内包したうえで、こども・若者、子育て家庭を取り巻く総合的な施策展開を通じて、「子育て支援システム」及び「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。

※ 育つ主体はこどもであり、大人や親が「こどもを育てる」から「こどもが育つ」という発想の転換を図り、こどもは家族システムに属しているが、同時に、地域のなかでこどもの育ちを支援してもらえる子育て支援システムにも属するという考え方。（詳述は、巻末資料編参照）

2

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」及び「市町村における母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」を兼ねるとともに、町の最上位計画である「平群町総合計画」をはじめ、各種法律に基づく関連計画との整合・連携を図ります。

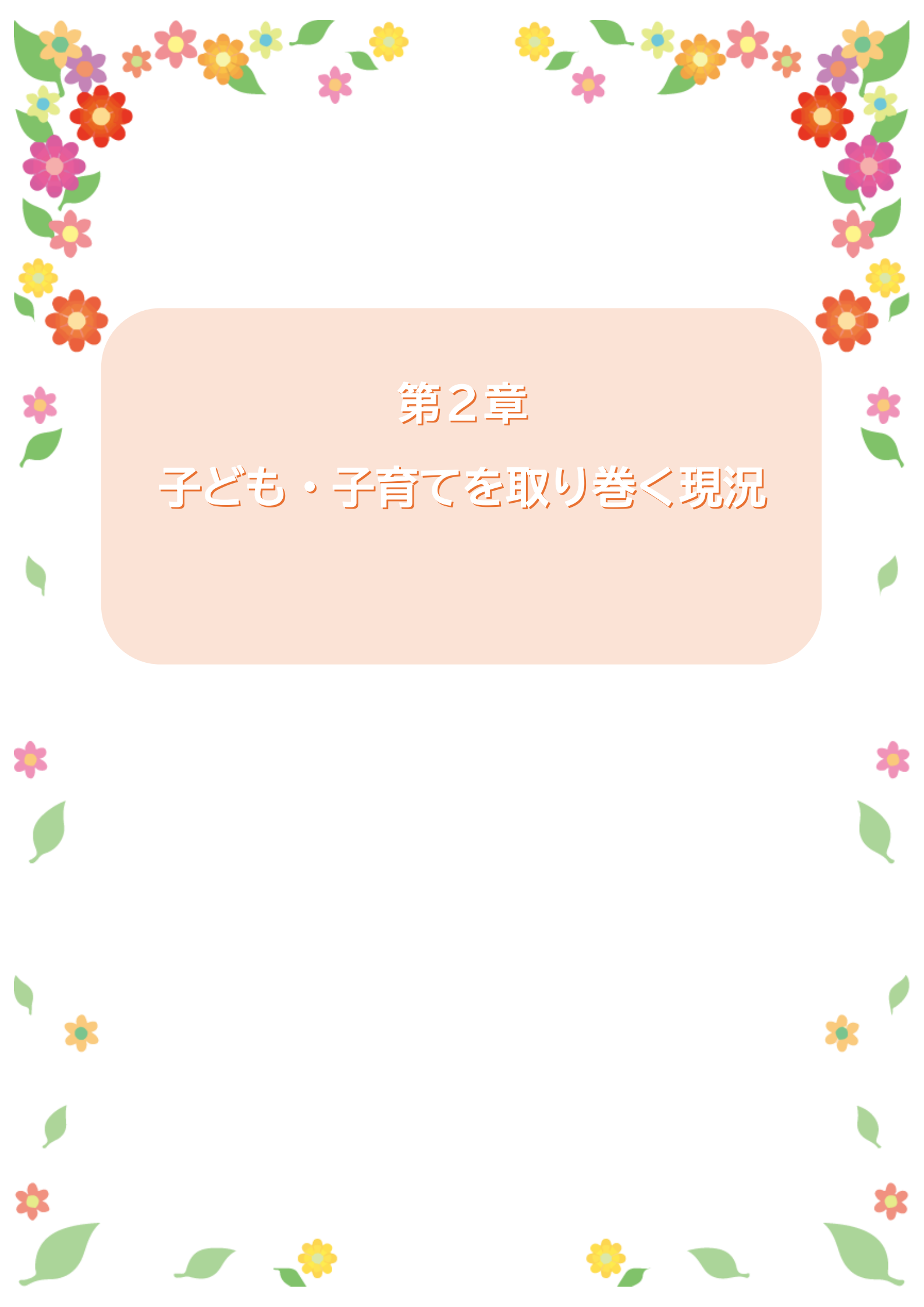


3

本計画の計画期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間の中間年となる令和9年度を目安として、本計画の達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には計画の見直しを行います。

平群町 こども計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
--------------	-------	-------	-------	--------	--------



第2章

子ども・子育てを取り巻く現況

第2章

子ども・子育てを取り巻く現況

1

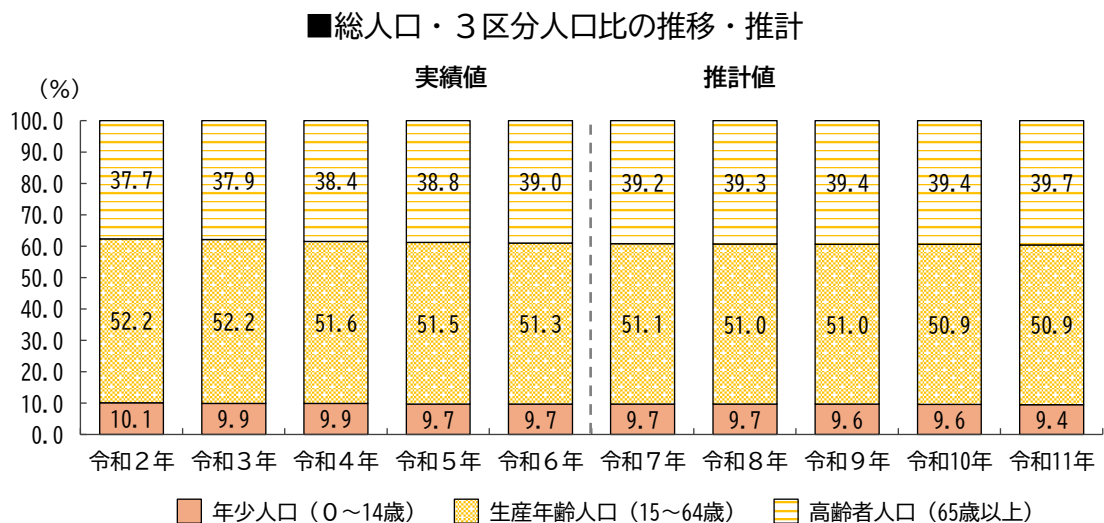
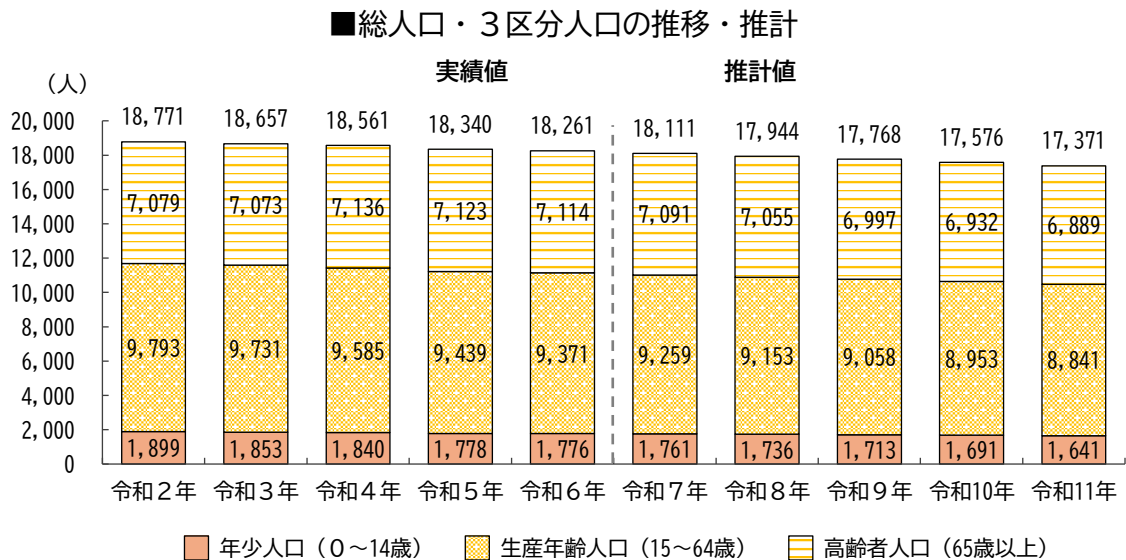
人口等の動向

(1) 人口の推移

平群町の総人口は減少が続いており、令和6年3月末現在で18,261人となっています。

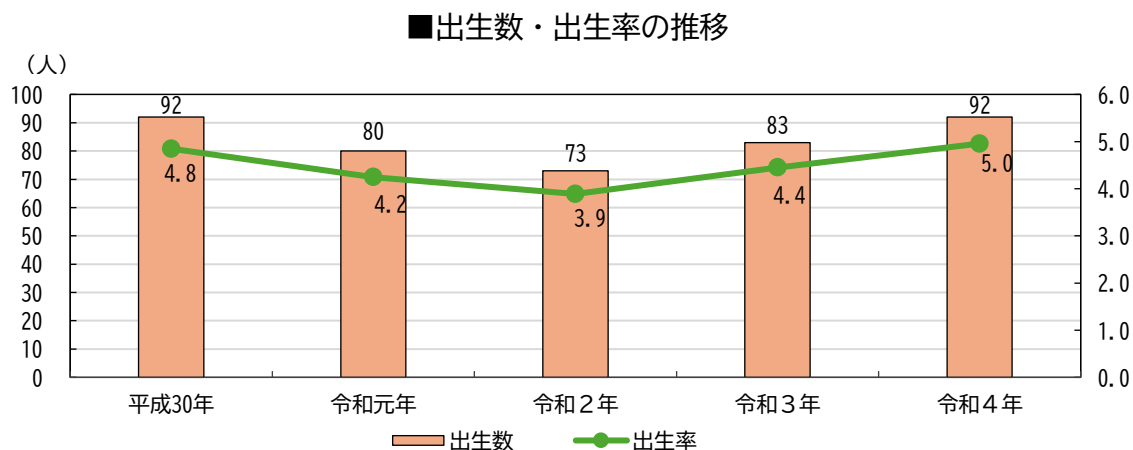
また、将来推計によると、総人口は今後も減少し続け、令和11年3月末時点で17,371人となることが予測されています。

年齢3区分別人口比の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少と高齢者人口割合の増加がみられ、町の少子高齢化が進んでいます。



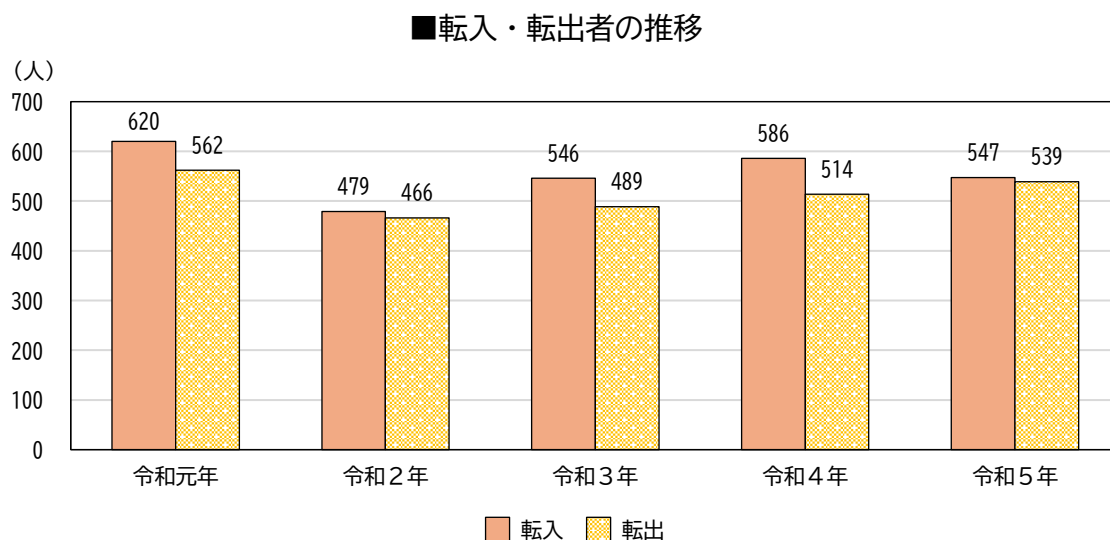
(2) 出生数と出生率

出生数の推移をみると、平成30年から令和2年にかけて減少したものの、令和2年から増加し、令和4年では92人となっています。また、出生率の推移をみると平成30年から令和2年にかけて減少したものの、令和2年から上昇し、令和4年では5.0と平成30年を上回っています。



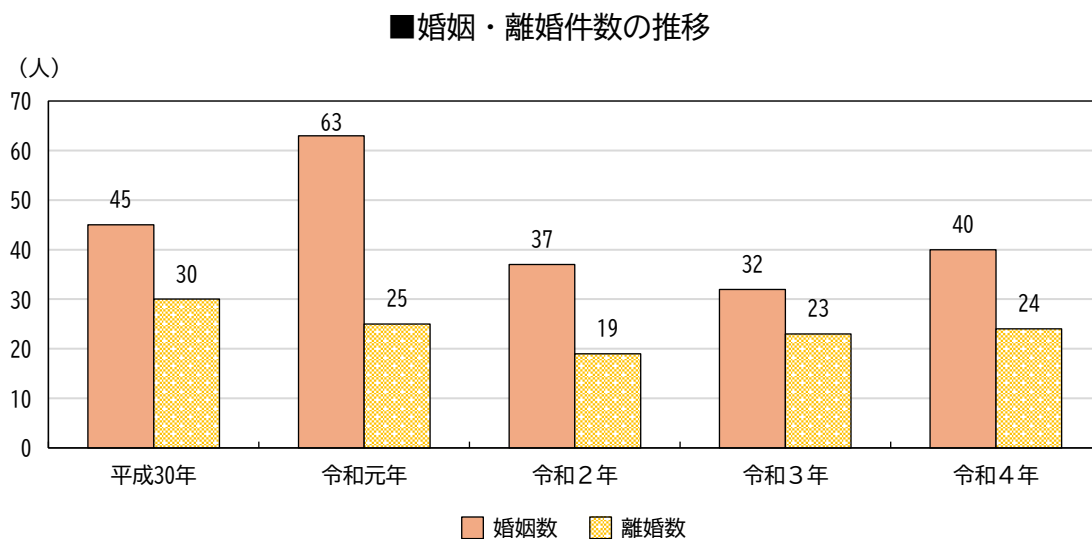
(3) 社会動態

転入・転出者の推移をみると、いずれの年も転入者が転出者を上回っています。年によって増減はありますが、令和元年と令和5年を比較すると転入・転出者ともに減少がみられます。



(4) 婚姻と離婚の推移

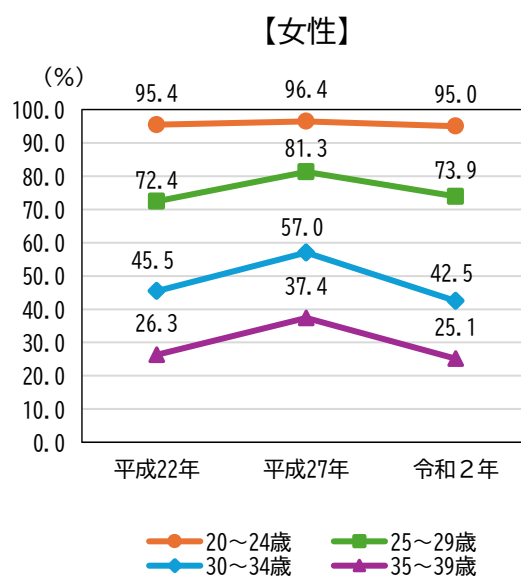
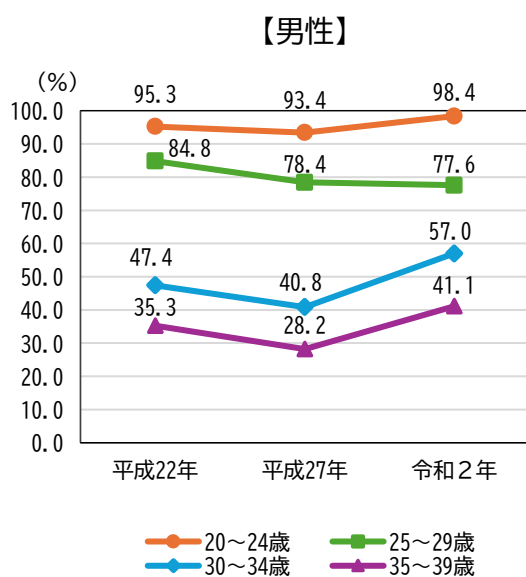
平成30年と令和4年を比較すると、婚姻数と離婚数はともに減少しています。



資料：奈良県人口動態統計

本町の近年の未婚率の推移をみると、男性の25歳～29歳が平成22年から令和2年にかけて減少しています。男性の20～24歳、30～34歳、35～39歳は平成22年から平成27年にかけて減少していますが、平成27年から令和2年にかけて上昇しています。また、女性の20～24歳、25歳～29歳、30～34歳、35～39歳は平成22年から平成27年にかけて上昇したのち、平成27年から令和2年にかけて減少しています。

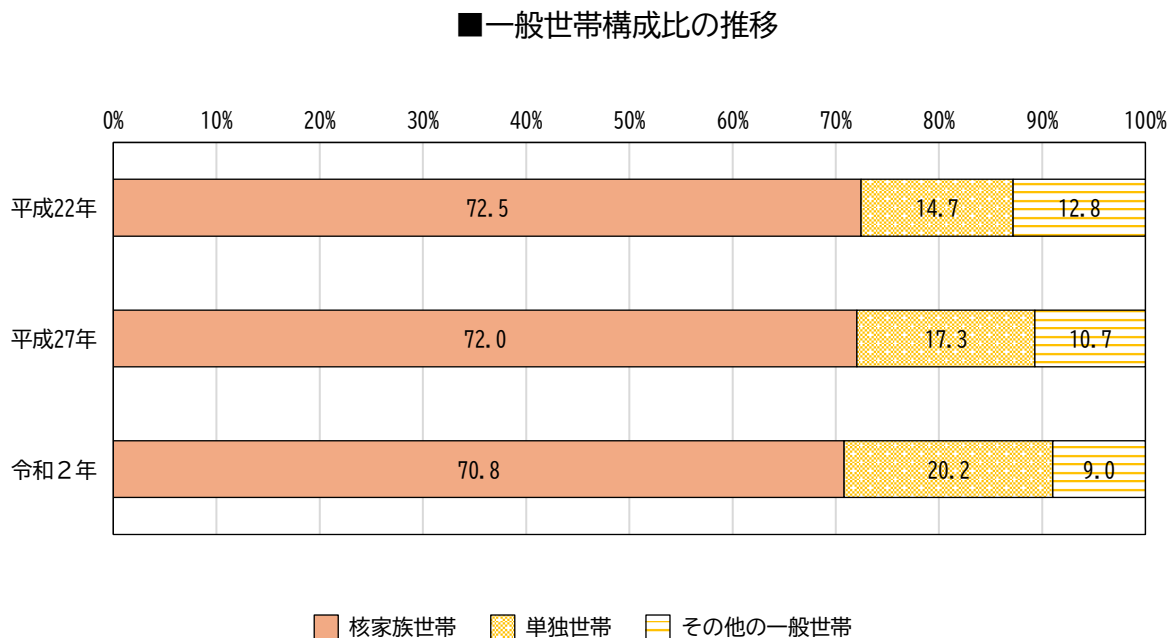
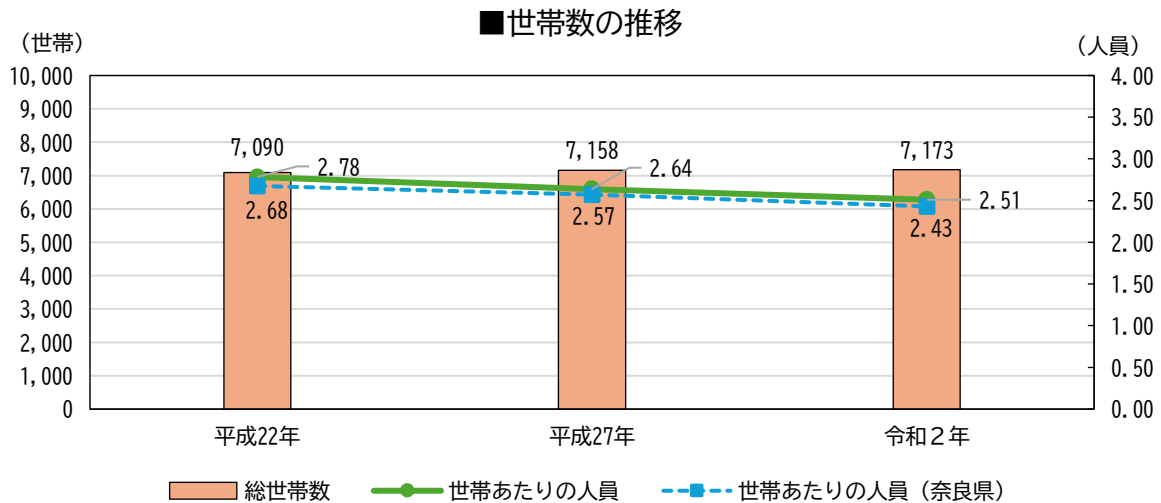
■未婚率の推移



資料：国勢調査

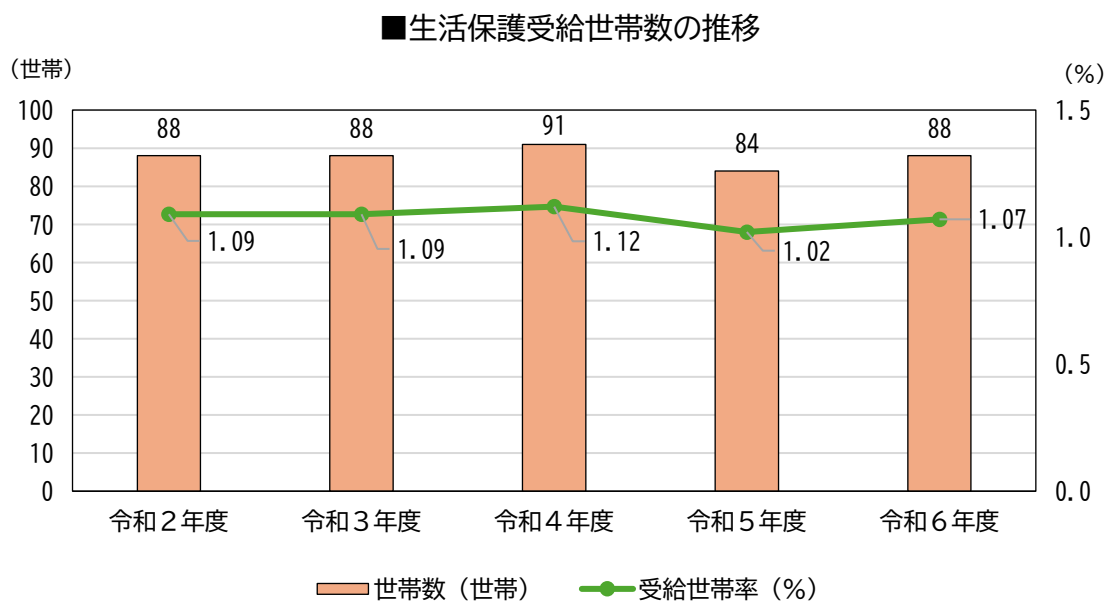
(1) 世帯数の推移

本町の世帯の推移をみると、総世帯数は微増しており、令和2年では7,173世帯となっています。世帯当たり人員については、奈良県と比較すると若干高い値となっていますが、平成22年から令和2年にかけて減少しており、令和2年では2.51人となっています。また、一般世帯構成比の推移をみると、核家族世帯が減少傾向にある一方で、単独世帯は増加傾向にあります。

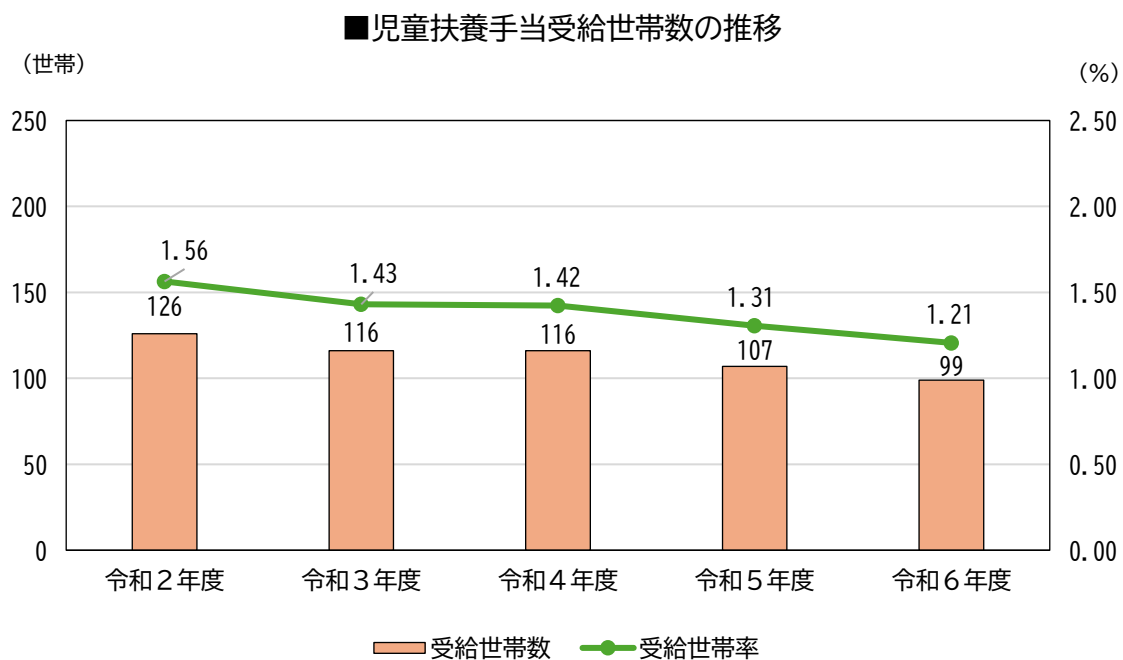


(2) 給付の状況

生活保護受給世帯数は令和2年度から令和6年度にかけて横ばいとなっていますが、令和2年度と令和6年度の受給世帯率を比較すると減少がみられます。



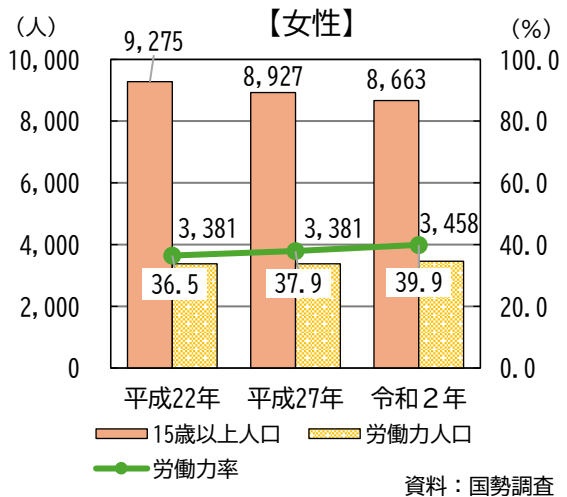
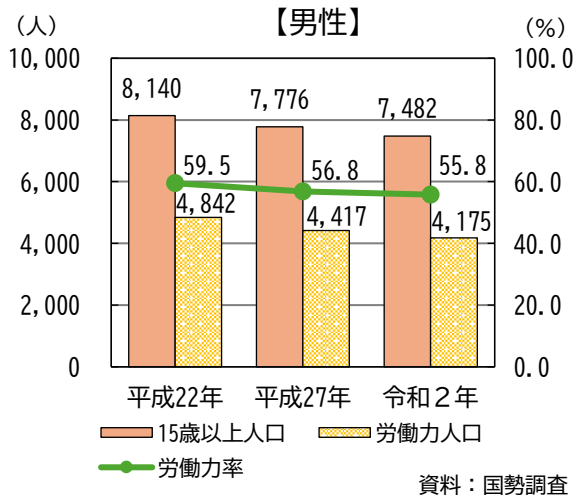
児童扶養手当受給世帯数は令和2年度から令和6年度にかけて減少傾向にあり、令和6年度では受給世帯数が99世帯、受給世帯率が1.21%となっています。



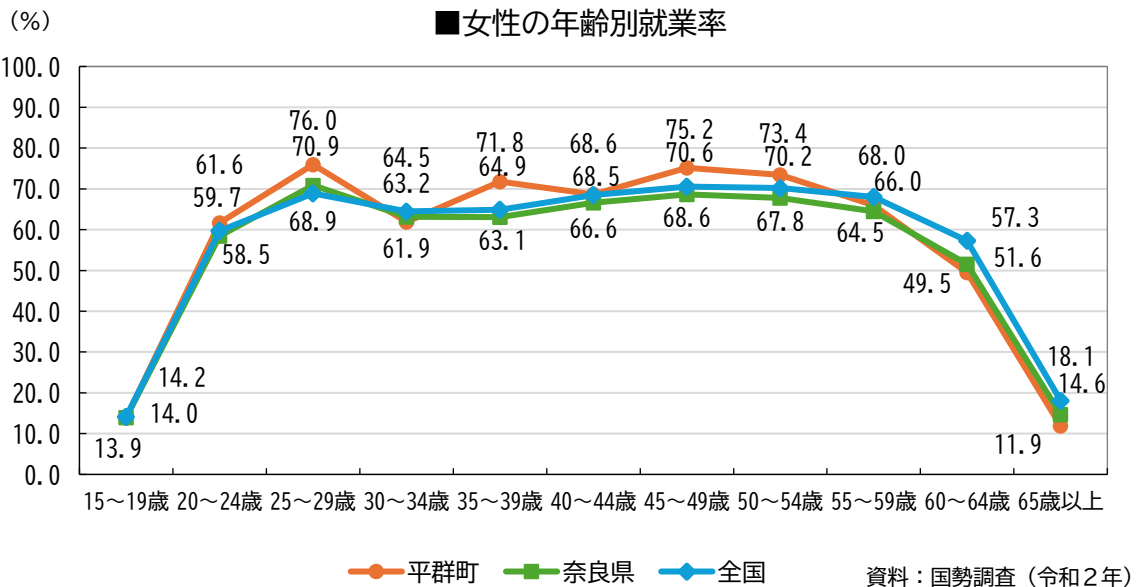
(3) 就労の状況

本町の令和2年の労働力人口及び労働力率は、男性が4,175人で55.8%、女性が3,458人で39.9%となっています。平成22年と比較すると、男性は労働力人口と労働力率がどちらも減少傾向にありますが、女性は労働力率が上昇しており、働く女性の割合が増えていることがうかがえます。

■労働力人口及び労働力率の推移



町内における令和2年の女性の就業率では、20～24歳、25～29歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳の年代が国及び奈良県の女性就業率を上回っています。



単位：%

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平群町	13.9	61.6	76.0	61.9	71.8	68.6	75.2	73.4	66.0	49.5	11.9
奈良県	14.0	58.5	70.9	63.2	63.1	66.6	68.6	67.8	64.5	51.6	14.6
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	18.1

3

こどもの状況

(1) 園児・児童・生徒数の状況

こども園の入所者数では、令和2年度と令和6年度を比較すると約40人増加しています。一方で、幼稚園の入所者数では、令和2年度と令和6年度を比較すると約30人減少しています。

■園児・児童・生徒数の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども園	入所者数	354	349	354	366	390
幼稚園	入所者数	80	93	73	65	55

資料：平群町こども支援課（各年度4月現在）

町外保育利用者数では令和2年度と令和6年度を比較すると2人増加しています。

■町外保育利用者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町外保育利用者数	3	1	2	5	5

資料：平群町こども支援課（各年度4月現在）

待機児童数は令和6年度において0人になっています。

■待機児童数の推移

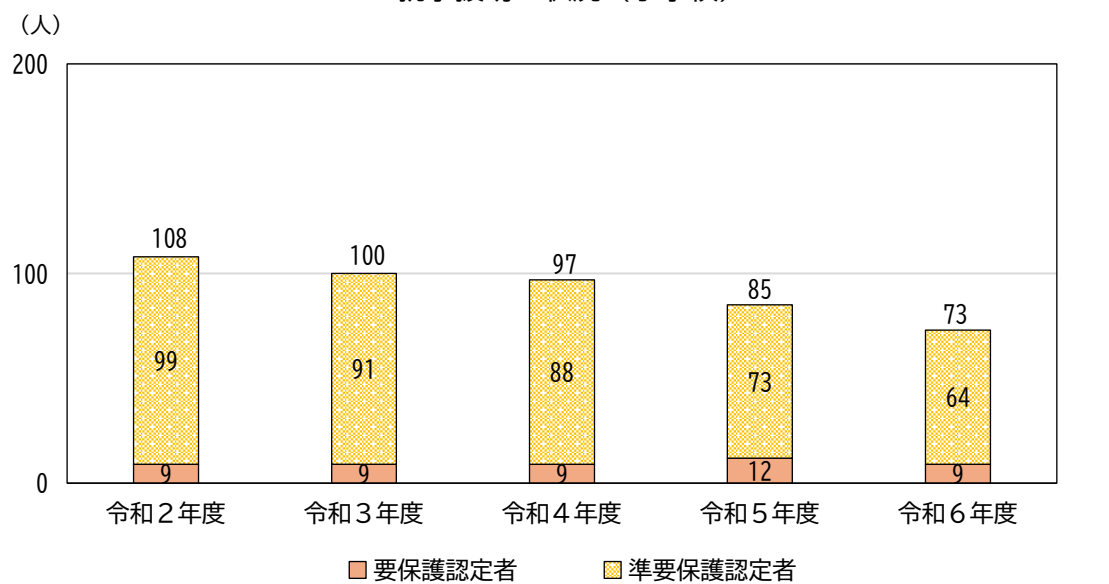
単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数	0	13	1	1	0

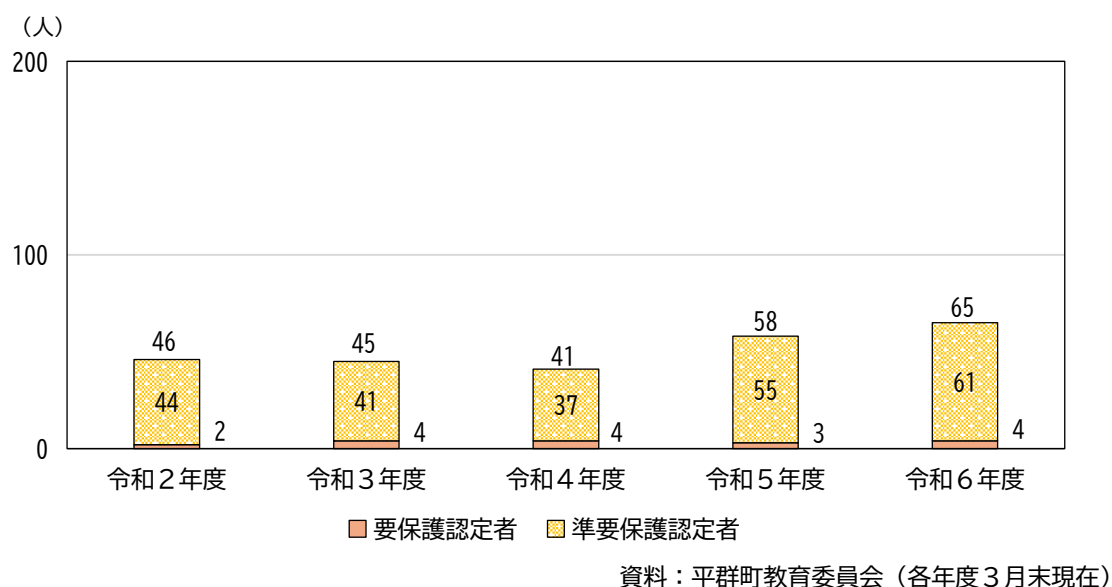
資料：平群町こども支援課（各年度4月現在）

就学支援については、令和2年度から令和6年度にかけて、小学校の認定者数は減少していますが、中学校の認定者数は概ね増加しています。

■就学援助の状況（小学校）



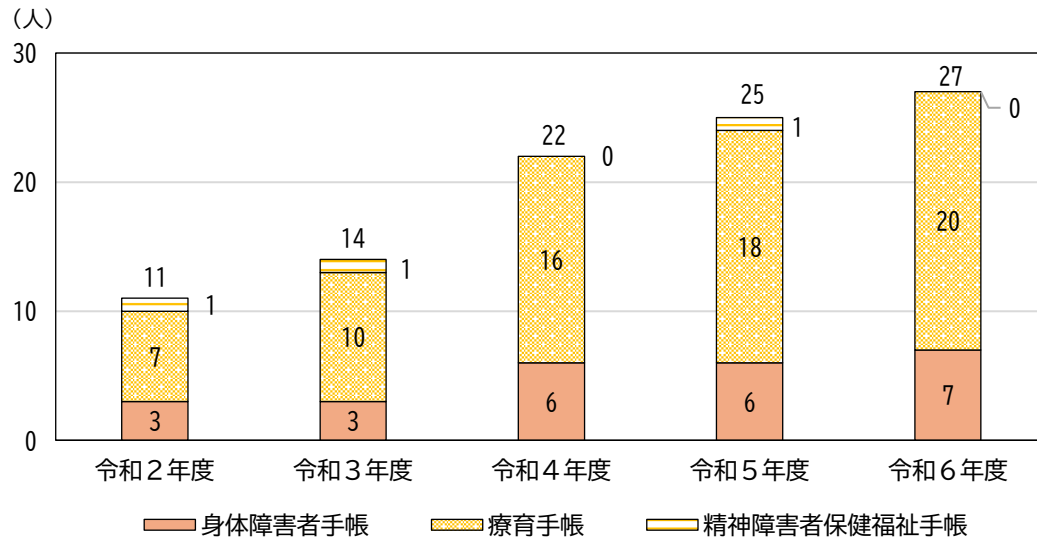
■就学援助の状況（中学校）



(2) 障がい者手帳の交付状況

町内の0～9歳の障がい者手帳の交付状況は、令和2年から令和6年にかけて16人増加しています。

■0～9歳の障がい者手帳の交付状況



資料：平群町福祉課（当該年度の9月末現在）

(3) 特別支援学級在籍児の状況

令和2年度と令和5年度の全生徒数を比較すると、小学校、中学校ともに減少していますが、いずれも特別支援学級在籍児割合が上昇しています。

■特別支援学級在籍児の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	全生徒数（人）	764	759	780	754	755
	特別支援学級在籍児（人）	60	62	66	68	65
	特別支援学級在籍児割合（％）	7.9	8.2	8.5	9.0	8.6
中学校	全生徒数（人）	414	382	371	343	349
	特別支援学級在籍児（人）	17	19	20	18	15
	特別支援学級在籍児割合（％）	4.1	5.0	5.4	5.2	4.3

資料：平群町教育委員会（当該年度の5月末現在）

(1) 保育所（園）・幼稚園の状況

令和6年度には、私立のこども園が新たに1箇所設置され、町内のこども園は3施設、幼稚園は1施設となっています。町内のこども園には390名、幼稚園には55名の児童が在籍しています。

■こども園と幼稚園の定員及び設置数

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども園	公立	か所数	2	2	2	2	2
		定員数	329	329	329	329	329
		入所者数	354	349	354	366	343
	私立	か所数	0	0	0	0	1
		定員数	0	0	0	0	85
		入所者数	0	0	0	0	47
幼稚園	公立	か所数	0	0	0	0	0
		定員数	0	0	0	0	0
		入所者数	0	0	0	0	0
	私立	か所数	1	1	1	1	1
		定員数	320	320	320	320	320
		入所者数	80	93	73	65	55

資料：平群町こども支援課（各年度4月現在）

■こども園の園児数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	11	6	16	15	14
1歳児	45	40	41	48	58
2歳児	46	52	52	51	63
3歳児	80	76	87	84	74
4歳児	95	79	78	90	87
5歳児	77	96	80	78	94
計	354	349	354	366	390

資料：平群町こども支援課（各年度4月現在）

■幼稚園の園児数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	24	25	19	17	14
4歳児	37	28	26	21	17
5歳児	19	40	28	27	24
計	80	93	73	65	55

資料：平群町こども支援課（各年度4月1日現在）

■園児数の年齢別内訳（令和6年度）

	町内施設数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	園児総数
こども園	3	14	58	63	74	87	94	390
幼稚園	1	-	-	-	14	17	24	55

資料：平群町こども支援課（各年度4月1日現在）

令和2年度と令和6年度の乳児（0歳児）保育の利用者数と実施箇所数を比較すると、増加しています。

■乳児保育の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	11	6	16	15	14
箇所数	2	2	2	2	3

資料：平群町こども支援課（各年度4月1日現在）

令和2年度と令和6年度の低年齢児（1、2歳児）保育の利用者数と実施箇所数を比較すると、増加しています。

■低年齢児（1、2歳児）保育の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	91	92	93	99	121
箇所数	2	2	2	2	3

資料：平群町こども支援課（各年度4月1日現在）

(1) 妊娠届及び乳幼児健診等の状況

令和2年度と令和5年度の妊娠の届出状況を比較すると、増加しています。

■妊娠の届出状況

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (8月末)
妊娠の届出状況	78	84	71	90	23

資料：平群町健康保険課

令和2年度と令和6年度の各健診を比較すると、1歳6ヶ月児健康診査、2歳児歯科健康診査の受診率は上昇していますが、3～5か月児健康診査、3歳6ヶ月児健康診査の受診率は減少しています。

また令和3年度から新たに9～11か月児健康診査を開始しましたが、受診率は年々上昇しています。

■健康診査の受診状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (8月末)
3～5か月児健康診査（人）	75	87	79	77	49
受診率（％）	97.3	100.0	100.0	96.1	91.8
9～11か月児健康診査（人）		78	91	94	41
受診率（％）		98.7	94.5	98.9	92.7
1歳6ヶ月児健康診査（人）	104	92	88	89	64
受診率（％）	96.2	97.8	97.7	96.6	98.4
2歳児歯科健康診査（人）	58	69	62	41	23
受診率（％）	75.9	84.1	72.6	85.4	82.6
3歳6ヶ月児健康診査（人）	114	106	109	111	47
受診率（％）	97.4	97.2	95.4	98.2	95.7

※9～11か月児健康診査は令和3年度より開始

資料：平群町健康保険課（各年度4月1日現在）

令和２年度と令和５年度の参加延組数を比較すると、ばぶばぶ、ハムスターズファミリーの参加延組数は増加していますが、ファミリークラスの参加延組数は減少しています。

■各種健康教室事業および育児サークル等の状況

単位：参加延組数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (８月末)
ファミリークラス	29	3	19	22	3
ばぶばぶ	206(5)	183(0)	215(1)	306(2)	135(0)
ハムスターズファミリー	102	110	161	189	66

※ばぶばぶの()は妊婦の参加

資料：平群町健康保険課（各年度４月１日現在）

（２）訪問事業

令和２年度と令和５年度の訪問数を比較すると、産婦、未熟児は減少しています。また妊婦、新生児、乳児、幼児は横ばいとなっています。

■訪問事業の訪問状況

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (８月末)
妊婦	1	1	1	2	0
産婦	84	81	91	75	41
新生児	34	31	34	32	10
未熟児	7	9	4	7	2
乳児	57	53	48	58	32
幼児	10	6	10	5	4

資料：平群町健康保険課（各年度４月１日現在）

6 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

「平群町こども計画」を策定するにあたり、子育てに関する現状やニーズ、こども・若者を取り巻く現状及び課題を把握することを目的に実施しました。

本アンケート調査の実施概要は、以下の通りです。

実施時期：令和6年（2024年）8月10日～8月30日

実施方法：返信用封筒を同封したアンケート調査票の郵送配布・郵送又はweb回収

●調査の種類（対象者から無作為抽出で実施）

種類	対象者	調査方法
小学生	町内在住の小学生	郵送配布・郵送又はweb回収
中学生・高校生	町内在住の中学生・高校生	郵送配布・郵送又はweb回収
一般	町内在住の大学生年代～39歳の若者	郵送配布・郵送又はweb回収
就学前児童保護者	就学前のお子さんをお持ちの保護者	郵送配布・郵送又はweb回収
小学生保護者	小学生のお子さんをお持ちの保護者	郵送配布・郵送又はweb回収

調査票には、二次元コードを添付し、webによる回答も可能とした。

●回収結果

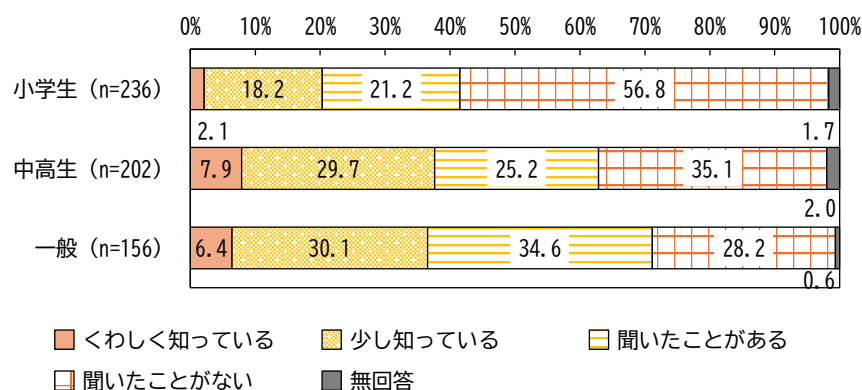
種類	配布数	回収数		回収率
			うち web	
小学生	500	236	54	47.2%
中学生・高校生	510	202	64	39.6%
一般	640	156	49	24.4%
就学前児童保護者	459	263	89	57.3%
小学生保護者	499	245	70	49.1%

※調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

(2) アンケート調査からみえた特徴

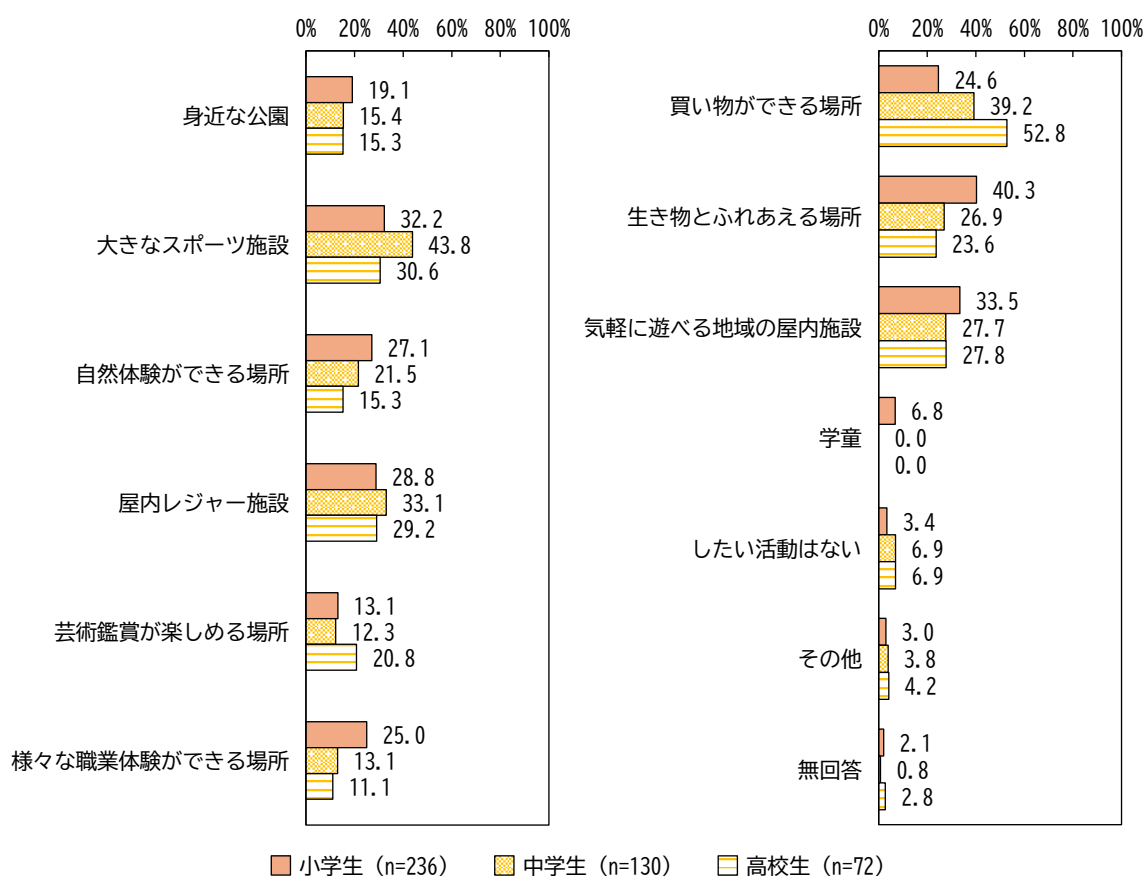
1. こどもの権利の認知度について

『こどもの権利を知っている』（「くわしく知っている」、「少し知っている」、「聞いたことがある」の合計）方を対象者別にみると、小学生は41.5%、中高生は62.8%、一般は71.1%となっています。



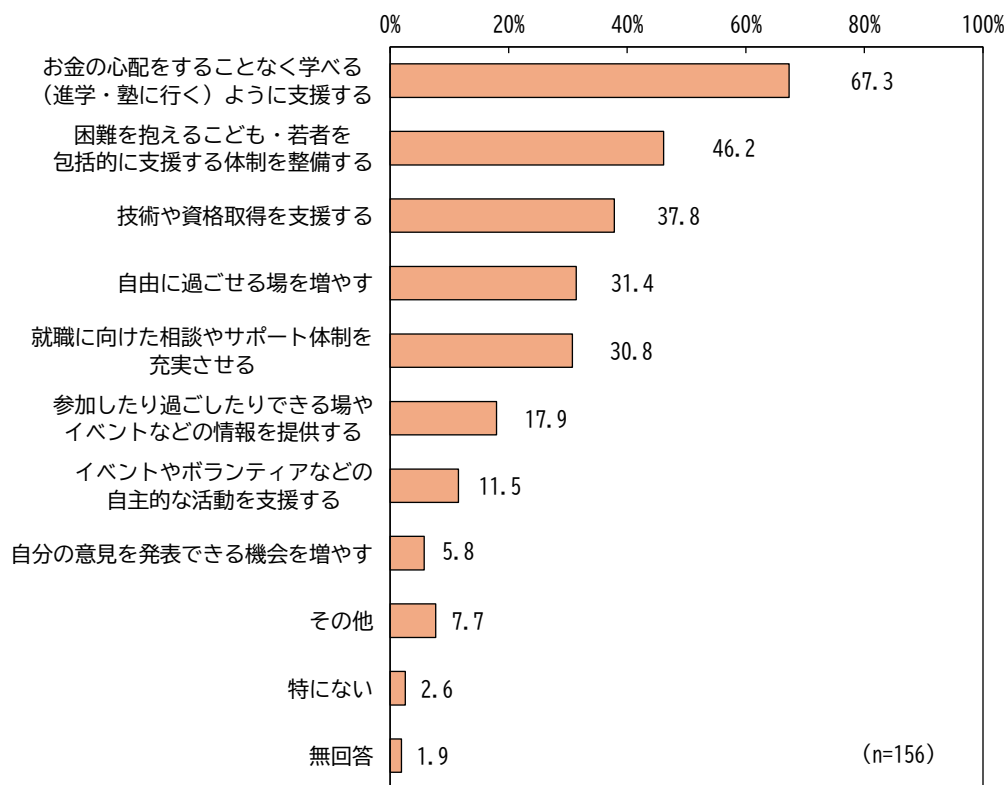
2. 遊び場の満足度、ニーズについて

遊びや体験を希望する場所について最もニーズの高い場所を対象者別にみると、小学生は「生き物とふれあえる場所」が40.3%、中学生は「大きなスポーツ施設」が43.8%、高校生は「買い物ができる場所」が52.8%となっています。

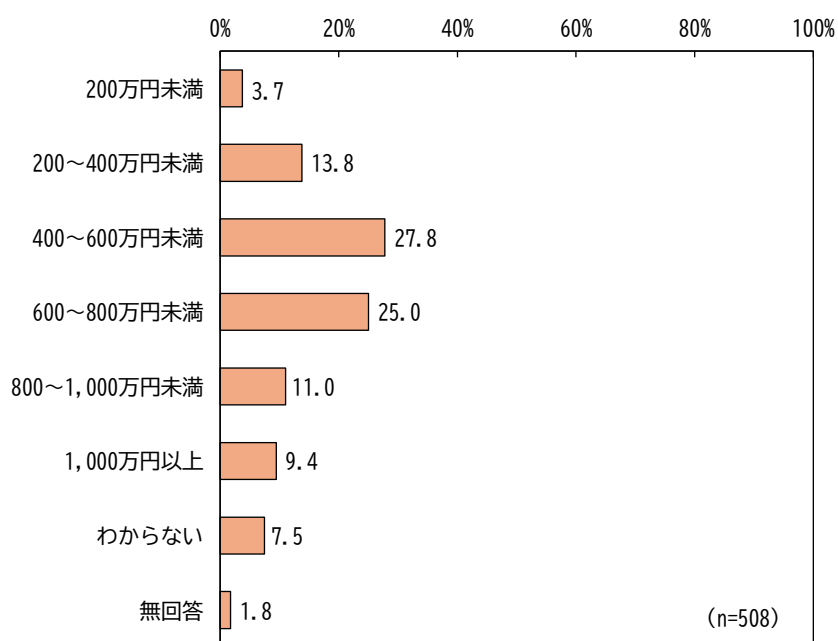


3. 町に必要な取組について

こども・若者のために、平群町に必要な取組は何だと思うかについて、一般では「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が67.3%と最も多く、次いで「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が46.2%、「技術や資格取得を支援する」が37.8%となっています。

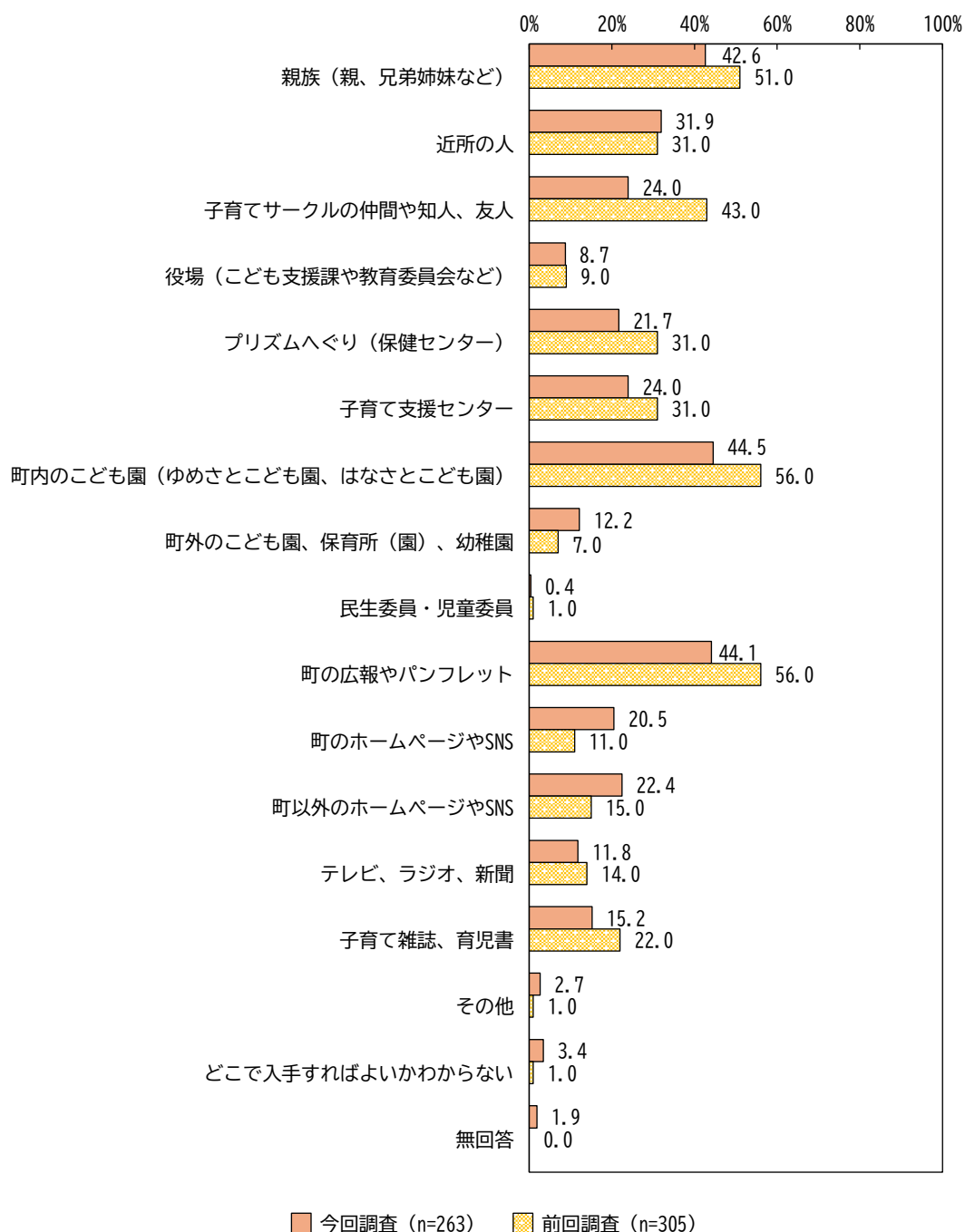


保護者（就学前児童保護者と小学生保護者の合計）の前年の年間の世帯収入において、「200万円未満」は3.7%となっています。



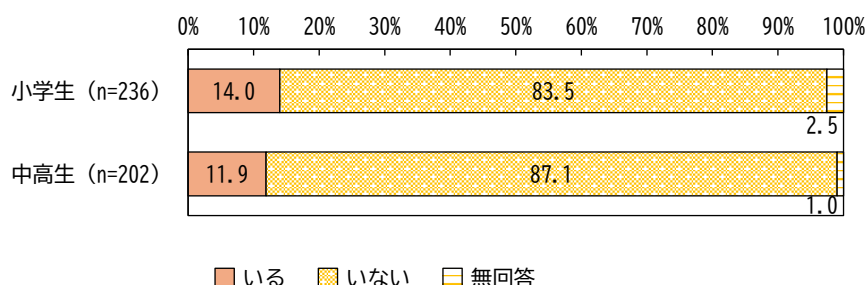
4. 情報の入手方法について

就学前児童保護者を対象とした子育てに関する情報の入手方法について、前回調査との比較を行ったところ、「町のホームページや SNS」などインターネット経由の情報源は増えている一方で、「親族（親、兄弟姉妹など）」、「子育てサークルの仲間や知人、友人」、「町内のこども園」といった人とのつながりによる情報の入手が減少しています。



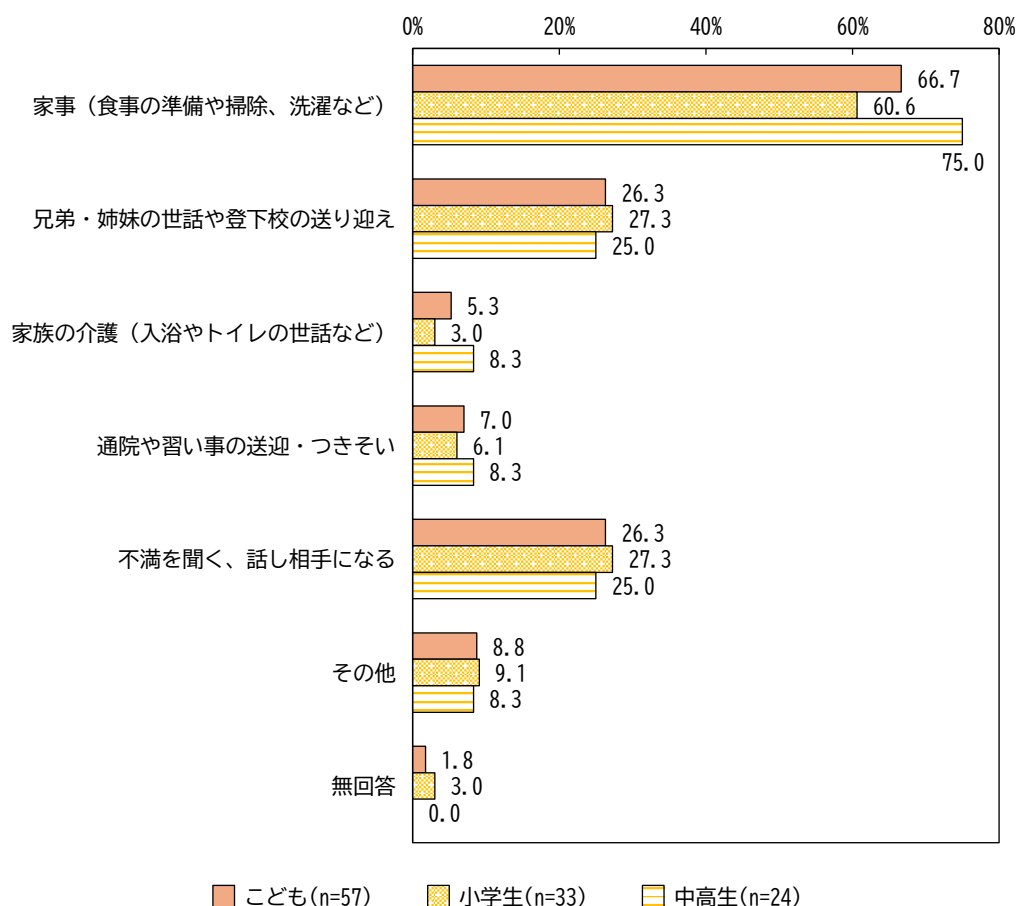
5. ヤングケアラーについて

自身が家族のお世話をしている人が「いる」方（ヤングケアラー）の該当者を対象者別にみると、小学生は14.0%、中高生は11.9%となっています。全国平均と比べると高い傾向にありますが、いわゆる「お手伝い」が含まれている可能性もあり、「お手伝い」は励行すべき習慣との研究結果もあることから、違いを明確にして周知・啓発をする必要があります。



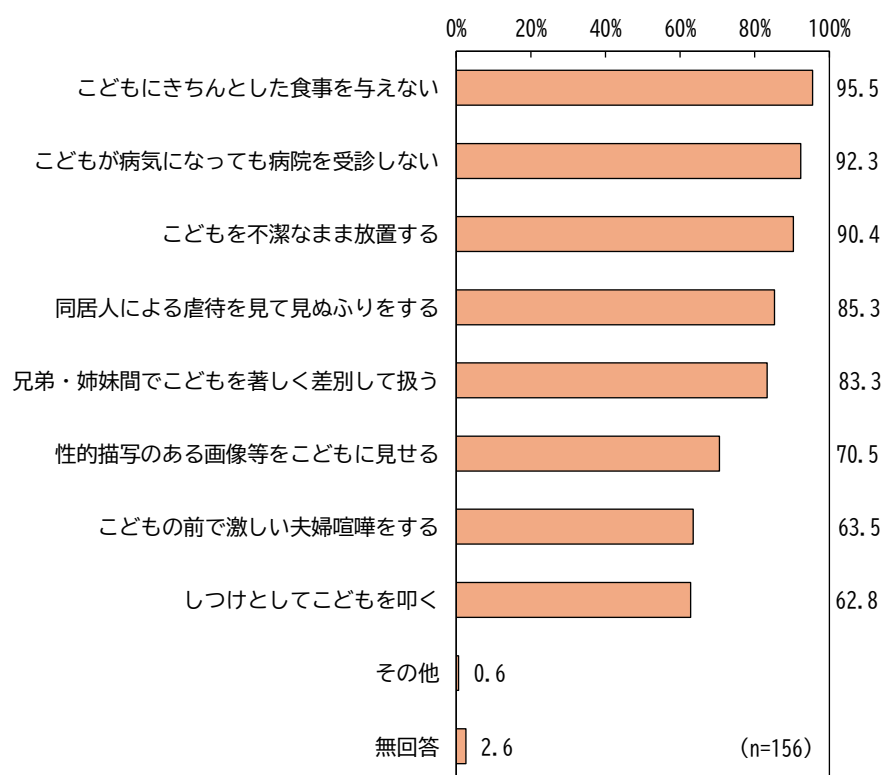
6. ヤングケアラーが行っているお世話について

ヤングケアラー該当者のお世話の内容をみると、「家事（食事の準備や掃除、洗濯など）」が最も高くなっています。「家族の介護（入浴やトイレの世話など）」については、こども（小学生と中高生の合計）で5.3%となっていますが、介護保険制度などの公的サービスにて代替できるヤングケアラーであり、啓発をする必要があります。



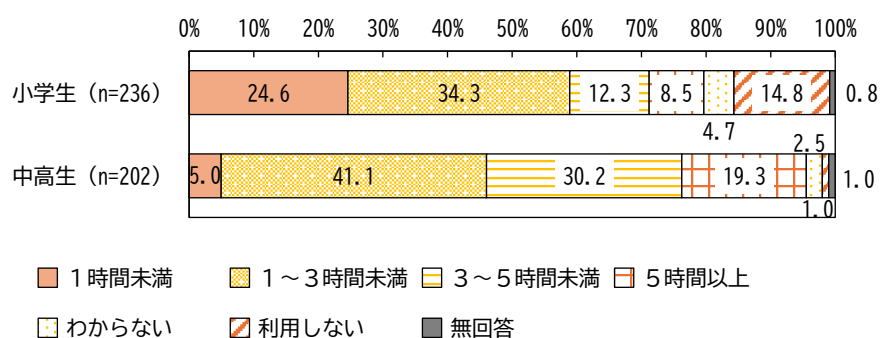
7. 児童虐待について

児童虐待に該当すると思うものについて、一般では「しつけとしてこどもを叩く」が62.8%、「こどもの前で激しい夫婦喧嘩をする」が63.5%と他の項目と比べて低くなっています。



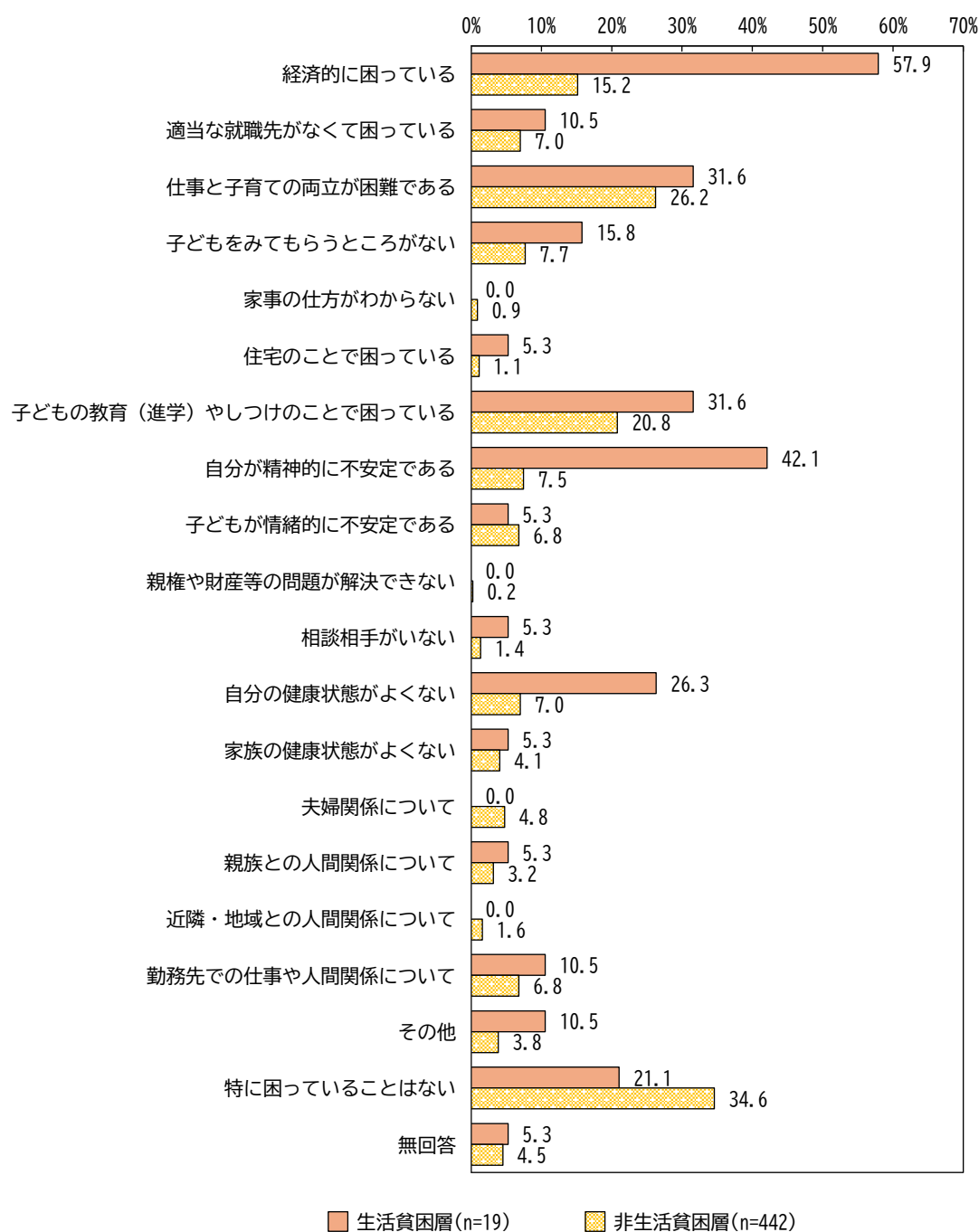
8. SNS の利用頻度について

『SNS を 1 日 3 時間以上利用している』（「3～5 時間未満」、「5 時間以上」の合計）方を対象者別にみると、小学生は 20.8%、中高生は 49.5%となっています。



9. 保護者の悩みや不安について

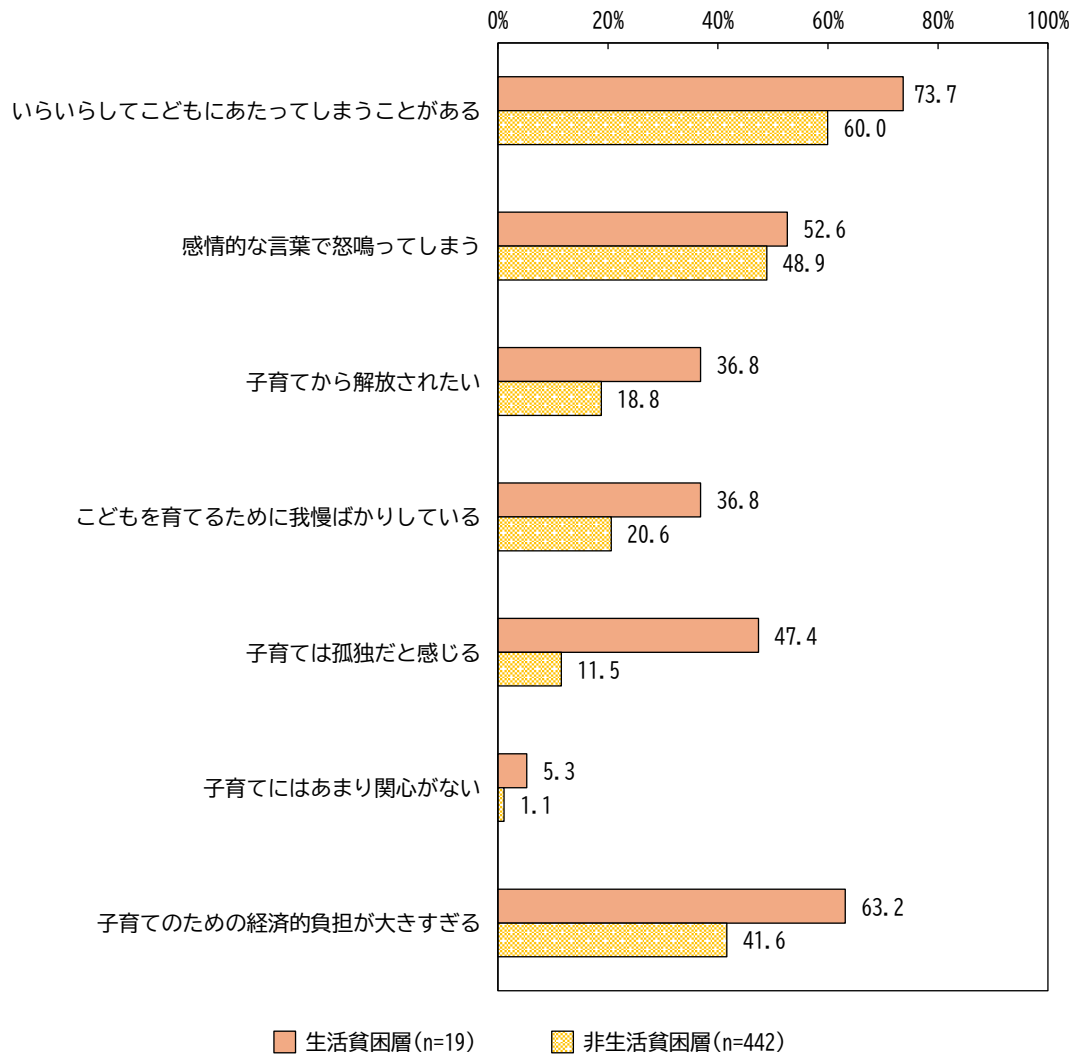
保護者の悩みや不安について、生活貧困層（前年の年間の世帯収入において、「200 万円未満」と回答した方）と非生活貧困層（前年の年間の世帯収入において、「200 万円以上」と回答した方）の比較を行ったところ、「自分が精神的に不安定である」が生活貧困層では 42.1%、非生活貧困層では 7.5%、「自分の健康状態がよくない」が生活貧困層では 26.3%、非生活貧困層では 7.0% となっており、生活貧困層と非生活貧困層の間でポイントの差が大きく開いています。



10. 保護者の育児について

保護者の育児について、各項目に『あてはまる』（「あてはまる」、「どちらかというにあてはまる」の合計）方の生活貧困層と非生活貧困層の比較を行ったところ、「子育てから解放されたい」が生活貧困層では 36.8%、非生活貧困層では 18.8%、「子育ては孤独だと感じる」が生活貧困層では 47.4%、非生活貧困層では 11.5%となっており、生活貧困層と非生活貧困層の間でポイントの差が大きく開いています。

また、全ての項目において生活貧困層が非生活貧困層のポイントを上回っています。



本計画の前段となった各計画について、基本目標ごとに振り返りと今後の検討課題のとりまとめを行いました。

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

基本目標1 全ての子育てを支援する仕組みづくり

1-1 子育て支援における住民参加の促進

【振り返り】

子育て支援拠点事業の充実を図るために子育て支援センターの運営や子育て講演会を実施しました。

また、子育て支援センターを拠点とした公募サポーターによる未就園児有償託児を実施してきました。

【今後の検討課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、講演やイベント等の開催が滞っていたため、今後は講演やイベント等を積極的に開催することで、子育て支援拠点事業を強化し、住民参加を促進していく必要があります。
- ・子育てサポートクラブ事業の推進を図るために、ファミリー・サポート・センター事業の実現化を目指していたものの、援助会員数や体制整備が整わず実現に至らなかったため、今後も援助会員の確保等に力を入れ、ファミリー・サポート・センター事業の実現化に向けた検討を進めていく必要があります。

1-2 関係機関、諸団体の連携の強化

【振り返り】

子育て世代包括支援センターではこれまでこどもや保護者、妊婦に対する相談支援を関係機関と連携して行ってきました。

【今後の検討課題】

- ・子育て世代包括支援センターで実施してきた各種取組について、関係機関との更なる連携強化により、利用者の子育て支援の充実に努めていく必要があります。

1-3 情報提供や相談体制の充実

【振り返り】

季刊誌「へぐみん」やホームページ等の幅広い情報媒体を活用した情報の発信に取り組んできました。また、利用者支援事業ではこどもや保護者の悩みに応じて、スクールカウンセラーや児童養護施設など、各専門支援機関との深い連携が取れました。

【今後の検討課題】

- ・近年、情報発信の方法が多様化していることから、季刊誌「へぐみん」やホームページ等に加えて、SNS等を活用した情報発信に取り組んでいく必要があります。
- ・こどもや保護者の幅広い相談に対して、専門の機関が支援できるように、引き続き、各専門支援機関との連携を強化していく必要があります。

1-4 児童の健全育成

【振り返り】

放課後児童健全育成事業において、学童保育所では入所希望者の増加に対して、全ての受け入れを行いました。また、夏期休業の受け入れ枠を別枠で設けました。さらに、こども同士の交流を促進するため、学校体育施設の開放や、青少年教育の充実を目的とした平群町子ども会育成者連合会の活動に対する町バスの貸し出しや補助金の交付などの支援を実施してきました。

【今後の検討課題】

- ・放課後児童健全育成事業の夏期休業の受け入れ枠を通常とは別枠で設けたことにより、待機児童を発生させず受け入れを行ってきました。引き続き、現場の指導員と協力しながら、ニーズに合わせて児童の受け入れ枠を確保していく必要があります。
- ・こどもの体験機会は自身の健やかな成長につながることから、こども同士の交流を目的とした学校体育施設の開放や、青少年教育の充実を目的とした平群町子ども会育成者連合会の活動に対する支援を継続していく必要があります。

1-5 要支援児童へのきめ細かな取り組み

【振り返り】

要保護児童対策地域協議会において、各種会議の開催や関係機関との情報共有により、虐待の早期発見や早期対応といった要保護児童対策を進めてきました。

発達障害等のあるこどもの療育支援では、発達に支援を要する親子を対象とした各種教室や講演会を開催することができました。

【今後の検討課題】

- ・要保護児童対策や発達障害等のあるこどもの療育支援を推進するため、引き続き、要保護児童対策地域協議会における各種会議の開催、関係機関との情報共有による虐待の早期発見や早期対応、発達に支援を要する親子を対象とした各種教室や講演会を開催していくことが必要です。
- ・医療的ケア児支援者連携推進協議会では、医療的ケア児の受け入れケースが発生しなかったため、個別ケースに応じた協議の開催に至りませんでした。医療的ケア児の受け入れケースが発生した場合には、障がいをもつ子どもとその家庭を支援できるように協議を行います。

1-6 経済的支援の充実

【振り返り】

児童3手当（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当）の周知において、制度改正に伴う手続きについて、マイナポータルアプリを使った手続きの操作手順を送付するなど受給者の利便性向上につながるよう情報発信を行いました。

【今後の検討課題】

- ・児童の家庭生活の安定を図るため、引き続き、児童3手当（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当）の周知を徹底する必要があります。

基本目標2 健やかに生み育てる環境づくり

2-1 こどもや母親の健康の確保

【振り返り】

安心して妊娠、出産ができる体制の強化やマタニティママ支援事業、妊娠判定受診料補助事業を行ってきました。また、不妊・不育治療費の助成については、保険適用による治療の自己負担額の軽減を図ってきました。

乳児家庭全戸訪問事業の推進では、民生児童委員・主任児童委員と共に全戸訪問を行い、個々のケースの状況に応じて、継続訪問及び他機関との連携による訪問指導を実施してきました。

【今後の検討課題】

- ・母子健康の確保につなげるため、引き続き、安心して妊娠、出産ができる体制の強化やマタニティママ支援事業、妊娠判定受診料補助事業を推進していく必要があります。また、安心してこどもを生み育てることができるよう、不妊・不育治療費の助成を拡大し、治療の自己負担額の軽減を図っていく必要があります。
- ・支援が必要なこどものいる家庭を把握し、支援につなげるために、引き続き、関係機関と連携を図りながら、民生児童委員・主任児童委員と共に乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援が必要である家庭に対しては、迅速な対応を行うよう努めていく必要があります。

2-2 食育の推進

【振り返り】

妊娠期における食育の推進として訪問での情報提供のほか、ファミリークラスでの管理栄養士による講義・相談を実施してきました。

【今後の検討課題】

- ・妊娠期における食育の推進は、母親のみならず、生まれてくるこどもの健康にも関わることから、引き続き、支援が必要な家庭には訪問を通じて食育に関する情報提供やファミリークラスでの管理栄養士による講義・相談を行っていく必要があります。

2-3 小児医療の充実

【振り返り】

子育てに関する制度やお出かけ情報、生活に役立つ情報をまとめた「子育てガイドブック」に町内の医療機関や病気等の備えの情報も含めて作成し、町内各施設への設置や、役場窓口での配布だけでなく、乳児家庭全戸訪問に併せて配布もしています。さらに、子ども医療費助成の維持にあたり、町独自の医療負担制度を実施してきました。

【今後の検討課題】

- ・子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、引き続き、子ども医療費助成を維持する必要があります。

2-4 思春期保健対策の充実

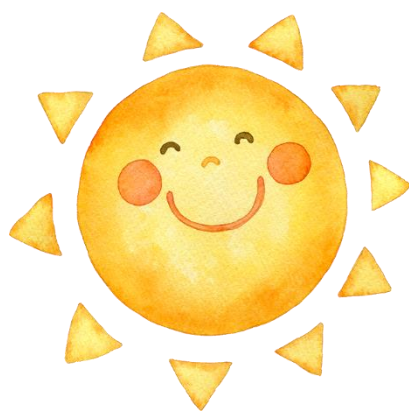
【振り返り】

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進を図るため、学校と各種関係団体が連携し、中学生を対象とした薬物乱用防止の講演会や人形劇を実施し、啓発活動実施してきました。

また、相談体制の充実として、県より派遣されたソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーと協力し、児童生徒、教職員への相談に幅広く対応してきました。

【今後の検討課題】

- ・喫煙・飲酒・薬物が健康に与える影響について、未成年者が正しく理解できるように、関係機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進していく必要があります。
- ・児童生徒、教職員の悩みを解消するために、ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化し、更なる相談体制の充実を図る必要があります。



基本目標3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

3-1 家庭や地域の教育力の向上

【振り返り】

学習機会と情報の提供にあたっては、家庭教育学級の開催や、学校、園を通じた家庭教育の啓発や情報提供を実施してきました。

地域の教育力の向上を図るために、学校、園での地域パートナーシップ事業等を展開し、様々な機関と連携しながら、地域全体でこどもを育てる体制を構築してきました。

【今後の検討課題】

- ・こどもの家庭学習の向上を図るため、引き続き、家庭教育学級の開催や学校、園を通じた家庭教育の啓発、情報提供を強化していく必要があります。
- ・こどもが地域交流のなかで、社会的なマナーを身につけ、人間関係を構築するために、学校、園での地域パートナーシップ事業等を展開し、地域全体でこどもを育てる体制を充実していく必要があります。

3-2 学校教育の充実

【振り返り】

幼児教育として、町内のこども園で地域と協力し、ダンス・体操・サッカーなどの体験の場を確保し、スポーツ体力向上事業を実施してきました。

また、保育教諭の資質向上にあたり、各こども園では外部講師による研修会や奈良県幼児教育研究会、生駒郡幼児教育研究会等の研修会への参加を図るとともに、町内2園の合同研修会を新たに開催し、保育における情報共有を強化してきました。さらに、教職員の資質の向上の一環として、夏期休業中に町主催の教職員研修（特別支援や本格的な英語教育についての研修）を実施してきました。

教育環境については、小・中学校への空調の完備やトイレの洋式化、ICTを活用できる設備の整備など充実に努めてきました。

【今後の検討課題】

- ・幼児期の体験活動はこどもの心身の成長に重要であるものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、体験学習の機会が中止になってしまったことを踏まえ、今後は、一層、地域全体と協力した体験の場の確保に力を入れ、スポーツ体力向上事業を推進していく必要があります。
- ・教育の充実を図るために、引き続き、各こども園で外部講師による研修会や奈良県幼児教育研究会、生駒郡幼児教育研究会等の研修会に参加するとともに、町内2園の合同研修会による情報共有を強化することで、保育教諭の更なる資質の向上を図っていく必要があります。また、教職員研修を通じて、引き続き、教職員の資質の向上を図っていく必要があります。

3-3 こどもの豊かな心の育みの支援

【振り返り】

人権を重視した教育の推進として、授業において道徳や人権意識を高める機会を設け、人権教育推進委員の配置を行ってきました。少年非行・ひきこもり・不登校対策の強化では、関係機関と情報共有を図り、事案の早期発見とその対応に努めてきました。

【今後の検討課題】

- ・「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの人権意識等の啓発の強化を図っていく必要があります。
- ・こどもの健全な育成を支援するため、少年非行・ひきこもり・不登校対策の更なる強化を図っていく必要があります。

基本目標4 仕事と家庭生活を両立させる社会づくり

4-1 仕事と生活の調和の推進

【振り返り】

男女共同参画に係る会議の開催や意見交換、情報発信や第3次男女共同参画プランの策定、男女参画推進条例の制定等を行ってきました。

父親参加の促進として、父親向けの「レッツエンジョイパパ」講座に多くの父親が参加したことで、こどもへの関わり方や遊び方を深めてもらうことができました。またファミリークラスの参加を通して、子育ての負担軽減や夫婦で子育てすることの重要性を発信することができました。

【今後の検討課題】

- ・家庭における男女共同参画の意識を醸成するために、町民ニーズを確認しながら、引き続き、啓発活動を強化していく必要があります。
- ・「レッツエンジョイパパ」講座では、多くの父親が参加してくれたことから、引き続き、同講座を通して、こどもへの関わり方や遊び方を深める機会の提供に努めていく必要があります。

4-2 次代の親となる若い世代への支援

【振り返り】

若者に対する支援として、「ならジョブカフェ」等の情報発信に努めてきました。

【今後の検討課題】

- ・若者の就労支援につながるように「ならジョブカフェ」の積極的な情報発信に努めていく必要があります。

4-3 幼児期の教育・保育事業の充実

【振り返り】

既存保育サービスの維持と周知では、短時間保育認定者の夕方の延長保育を新たに創設し、保護者のニーズに合わせて町立こども園の通常保育時間の変更を行いました。また、令和6年度には、新たに私立こども園が開設したことで、4月時点での待機児童は0人となりました。

子育て支援センターでは、有償託児を実施しました。

【今後の検討課題】

- ・保育を必要としている家庭とサービスをつなげることで、引き続き、待機児童0を継続していく必要があります。
- ・子育て支援センターの有償託児は、託児に理由を問わないことで幅広く利用ができ、保護者から好評を受けていたため、引き続き、託児登録会員やサポーターの協力を得ながら事業を推進していく必要があります。
- ・地域における子育ての相互扶助体制として、子育てサポートクラブ事業を推進したうえで、相互援助の核となる組織づくり、体制整備に要する人材確保に取り組み、ファミリー・サポート・センター事業への移行の可能性を検討します。

基本目標5 こどもが安全に育つ安心なまちづくり

5-1 子育てを支援する生活環境の整備

【振り返り】

生活環境の整備として、公園等の整備や修繕を行ってきました。

【今後の検討課題】

- ・こどもが安全・安心に遊べるように、引き続き、遊び場等の充実・維持管理に努めていく必要があります。

5-2 安全な道路交通環境の整備

【振り返り】

交通安全施設の整備・改良では、関係機関との連携を図りながら危険個所を把握し、通学路の安全対策として区画線及び路面標示の設置を行いました。

【今後の検討課題】

- ・こどもの交通安全を守るため、引き続き、関係機関との連携のもと、交通安全教育等を推進していく必要があります。

5-3 こどもを犯罪等から守る活動の推進

【振り返り】

犯罪を防止する環境づくりでは、防犯灯及びこども110番の旗の設置や関係団体による定期的なパトロールの実施や、防犯カメラや非常通報装置等の設置といったハード・ソフトの両面の取組を行ってきました。

こどもを取り巻く有害環境浄化対策の推進では、これまで学校の授業などで、児童生徒に対して情報リテラシーの啓発を行ってきました。また、貸与しているタブレット端末にはフィルタリングを施し、学校からタブレット使用による報告案件が上がってきた場合には、早急に対応を行ってきました。

【今後の検討課題】

- ・こどもが犯罪に巻き込まれることを防ぐために、地域・学校・家庭が一体となった防犯まちづくりを進めていく必要があります。また、引き続き、ハード・ソフトの両面からの交通環境の整備や情報リテラシーの啓発やインターネットの普及に伴う正しい情報を見極める能力の育成を推進する必要があります。

(2) 平群町子どもの未来応援計画の評価

基本目標1 全ての子育てを支援する仕組みづくり

1-1 こどもの心身の健全な発達の支援

【振り返り】

小中学校では、こどもの体力づくりについて全国体力・運動能力、運動習慣等の調査で分析等を行い、食育では栄養教諭と連携し、自分たちで献立を考えるなど栄養について学びました。近年、生活の多様化や家庭での孤食化が進む中で、栄養教諭と連携した食育の啓発により、児童生徒に食の大切さを伝えました。

【今後の検討課題】

- ・こどもの食習慣や生活習慣を早い段階から形成することは心身の健全な発達につながるため、引き続き、体力づくりに対する分析や食育に対する実践的な学習機会の充実を図っていく必要があります。

1-2 学びの基礎づくり

【振り返り】

学校図書館の活用推進では児童生徒の読書習慣を定着させるため、各校に図書館司書を配置し、ボランティアによる図書館の整備を行うことで、児童生徒が図書館に足を運びやすくなる環境づくりを行いました。

キャリア教育の充実として、小学校では商業施設の見学、中学校では「職業マイスター講座」と称し、様々な業種の方の講話・体験を通じて仕事について考える機会を設けてきました。

個に応じたきめ細やかな教育を推進するために、県から平群北小学校にスクールカウンセラーを新たに配置し、町内の各校で相談体制を整えてきました。また、生活困窮世帯への支援を継続的に行っていました。

さらに、不登校対策の推進を図るため、学校へ行きにくい児童生徒の居場所づくりとして、子育て支援センターで生活習慣・学習支援などを継続して行っていました。

【今後の検討課題】

- ・読書習慣の定着は知識の幅を広げることから、引き続き、学校図書館の整備を進めることで、こどもに対して読書の普及を図る必要があります。また、こどもの居場所づくりや体験活動にもつながることから、学校図書館での読書活動の推進を図っていく必要があります。
- ・こどもが自身の生き方について考え、キャリアに対する意識を醸成するために、引き続き、仕事に興味を持つことのできる実践的な機会を設けることで、キャリア教育の充実を図っていく必要があります。
- ・悩みを抱えるこどもや生活困窮世帯を含めた全てのこどもが困難を抱えることなく教育を受けることができるよう、町内各校での相談体制を強化し、個に応じたきめ細やかな教育を推進していく必要があります。
- ・不登校の未然防止、早期対応、自立支援を図るために、引き続き、子育て支援センターにおいて生活習慣・学習支援等を行い、学校へ行きにくい児童生徒の居場所づくりに努めていく必要があります。

1-3 困難を抱えやすいこどもへの支援

【振り返り】

発達に課題のあるこどもへの支援として、健診や各事業参加時に発達支援の必要な児童を把握し、臨床心理士による発達相談を実施しました。また、関係機関と連携を密にし、情報共有や支援を素早く行ってきました。

【今後の検討課題】

- ・発達に課題のあるこどもに対する早期相談・早期療育を促進するために、5歳児健診の検討を進めるとともに、各関係機関と連携した支援を強化していく必要があります。



基本目標2 こどもの生活を支える家庭環境を応援します

2-1 子育てにおける孤立しない仕組みづくり

【振り返り】

妊娠・出産期から切れ目のない支援では、支援が必要な妊婦の把握やハイリスク妊婦の訪問・対応、各関係機関との連携による切れ目のない子育て支援につなげてきました。

【今後の検討課題】

- ・母子健康を維持し、妊娠期から子育て期にかけて安心して生活を送るために、支援が必要な妊婦の把握やハイリスク妊婦の訪問・対応、関係機関との連携を強化し、孤立しない子育てを支援していく必要があります。

2-2 保護者の生活支援・就労支援の推進

【振り返り】

生活のための経済的支援として、奈良県中和福祉事務所や奈良中和・吉野生活自立サポートセンターと連携し、保護者の就労に対する情報提供や暮らしを支える経済的支援を行ってきました。

保護者と子どもがリフレッシュやリラックスできる機会の支援において、母親の育児負担軽減や男女共同参画の視点から、父親向けの講座として「レッツエンジョイパパ」講座を実施し、子どもとの関わり方や遊び方を学ぶことができました。

【今後の検討課題】

- ・経済的支援を必要とする保護者に支援が行き渡るために、引き続き、関係機関と連携した就労に対する情報提供や経済的支援の継続を図っていく必要があります。
- ・「レッツエンジョイパパ」講座では、多くの父親が参加してくれたことから、引き続き、同講座を通して、子どもへの関わり方や遊び方を深める機会の提供に努めていく必要があります。【再掲】

2-3 支援する人材の確保等

【振り返り】

保健師等の専門職を配置した代表者会議及び要保護児童・要支援児童を対象とした要保護児童対策地域協議会にて、西和警察及び中央こども家庭相談センターとの連携による情報共有を行いました。

また、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合したこども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期、18歳までの子どもへの支援を行いました。

【今後の検討課題】

- ・こどもの貧困に対する地域の理解を深め、協力を呼びかける取組や多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取組、こどもの学習支援やこども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体への支援が未実施であったことから、引き続き、各取組の具体的な策を検討し、着手する必要があります。

8 現状からみえた課題

本町では子ども・子育て支援に係る様々な事業を実施してきました。

現況、アンケート及び事業評価から得られた本町における4つの重点課題（計画課題）を以下の通り設定します。

重点課題1 こどもの体験学習の充実

アンケート調査の結果によると、こども・若者が権利の主体であることの認知度は小学生が41.5%、中学生が62.9%、一般が71.2%と小学生の認知度は相対的に低い水準となっています。

こどもまんなか社会とは、全てのこどもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しできる社会を構築することを指します。

この「こどもまんなか社会」の実現には、こどもや大人にかかわらず全ての地域住民が、こどもが権利の主体であることを認識したうえで、大人とこどもの意思疎通や意見交換の中からこどもの「最善の利益」を発見し、それを実行することが必要となります。そのため、まずは、こども・若者自身が権利の主体であることを地域社会で認識を向上させていくことが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教育・保育施設等では年中行事が中止となることもありました。こども・若者の遊びや体験活動は健やかな成長の原点となり、社会的スキルを育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。さらに、アンケート調査の結果からは希望する遊び場や体験の場について、小学生は「生き物とふれあえる場所」、中学生は「大きなスポーツ施設」、高校生は「買い物ができる場所」がそれぞれ最も多い回答となっています。そのため、地域と連携して、教育・保育施設における行事や体験活動の機会の確保に努める必要があります。

重点課題2 こどもの健康づくりの推進

町内の0～9歳の障がい者手帳交付状況や小学校の特別支援学級在籍児は増加傾向にあります。共生社会の実現に向けて、障がいを抱えるこどもの困難を少しでも取り除くため、障がいや発達特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、関係者と連携した円滑な支援を行う必要があります。そのため、町内の乳幼児健診において、学童期に備えた5歳児健診の実施の検討を進めるとともに、こども園や学校との連携強化を図ることが必要です。

重点課題3 子育て支援の充実

町の20～30代の女性労働力率は国や奈良県と比べて高い値となってることなどから、子育てと仕事の両立ができるワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。特に、働く保護者を支えるためには、未就園児有償託児の託児時間の延長等やベビーシッター利用の助成制度を検討するなど、保護者のニーズを反映した保育サービスの充実を図り、地域全体でこどもとその保護者を支える仕組みづくりを推進する必要があります。

また、アンケート調査では、こども・若者のために必要な取組として、こどもや若者が「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が最も多く挙げられていることや年収の低い家庭が回答があった保護者全体の3.7%を占めていることがわかりました。

生まれ育った環境によってこどもの人生の選択肢が狭まることのないように、地域全体でこどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。そのため、経済的な支援を必要としている保護者を、就労支援や生活保護制度等につなげられるようこどもの関連部署や機関が連携を密に図り、対象世帯の把握に努めていくことも必要と考えられます。

重点課題4 こどもの暮らしを守る取組の促進

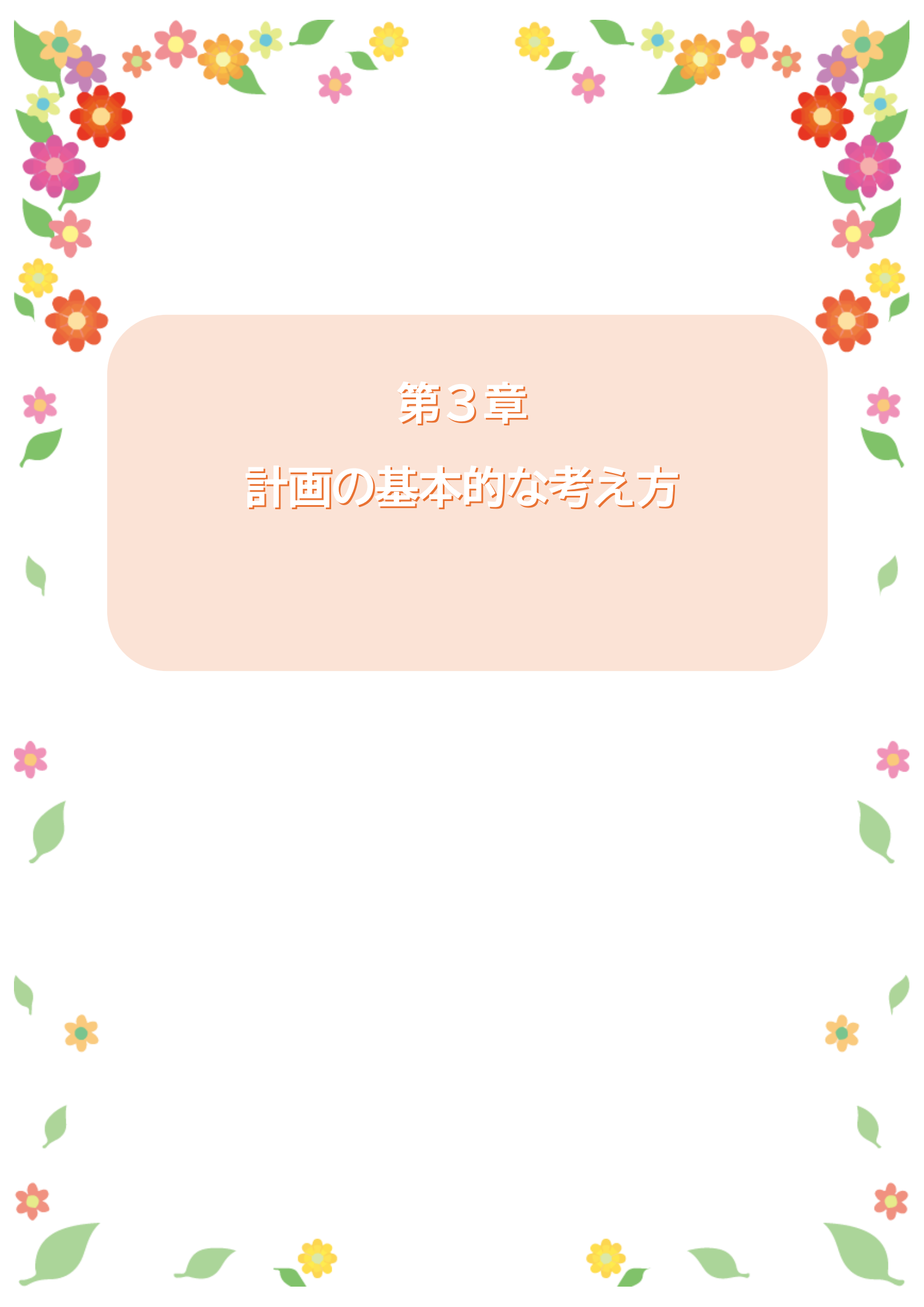
アンケート調査からは、子育てに関する情報入手において、親や友人、保健福祉センターなどの人とのつながりによる情報の入手の減少がみられ、人とのつながりの希薄化が読み取れました。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーが少なからずいることが確認されています。ヤングケアラーは本人に自覚がないケースも多々あり、顕在化しづらいことが問題です。また、社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるためには、広く里親制度の周知を図ることも重要と考えられます。

また、アンケート結果から児童虐待の内容によっては保護者のしつけと虐待の認識が曖昧になっていることもうかがえました。児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後も様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないように支援していく必要があります。

さらに、アンケート調査では「一日におけるSNSの利用頻度が3時間以上」の中高生が約半数となっています。

SNSは、社会の情報化が進展する中で、こどもが情報活用能力を身に付けるための効果的な手段である一方、こどもの健やかな成長を著しく阻害し、犯罪被害につながるといった問題も指摘されています。こうしたことから、現代社会で普及し続けるインターネットへの依存や利用による犯罪被害を防止し、こどもの安全・安心なインターネットの利用につなげるよう、情報リテラシーの啓発を推進していく必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章

計画の基本的な考え方

1

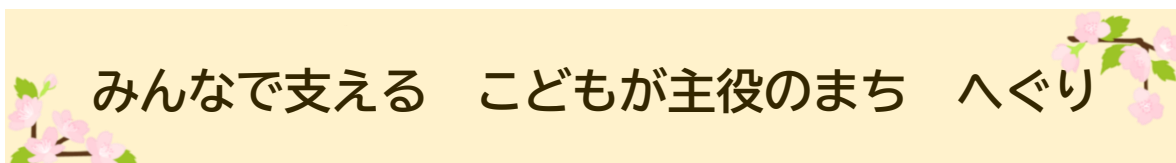
基本理念

平群町では、これまで「子育て支援システム」に着目し、地域全体がこどもや子育て家庭への理解を深め、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこどもが心豊かに成長することができるまちづくりを推進してきました。

また、こども大綱においても「子育て支援システム」と同様に、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが定められています。

このことから、平群町に住むこどもたちが今後より一層心豊かに成長し、保護者も子育てを楽しく感じることができるよう、地域全体がこども・若者、子育て家庭を見守り、手を差し伸べることができる環境をつくる必要があります。

そのため、本計画では、以下の基本理念を掲げ、こども・若者、子育て家庭を地域が一体となって支えることで、こどもが安心して伸び伸びと暮らせるまちづくりを目指していきます。



基本目標1 こども・若者のための地域づくり

全てのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの権利の普及・啓発を図り、こどもが権利の主体であることを社会全体で共有します。

また、地域の資源を活かし、関係機関と連携を図りながら、こどもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進するとともに、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育てます。

さらに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計を図ります。

基本目標2 子育て家庭のための地域づくり

支援制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援に努めます。

また、全てのこどもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、こどもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。こどもを望む家庭がこどもを産み、育てられるように不妊・不育治療に対する支援にも取り組みます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするために、家族全体で協力してこどもを生み育てていく意識の醸成を図るとともに、就労している保護者の支えとなるような多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。

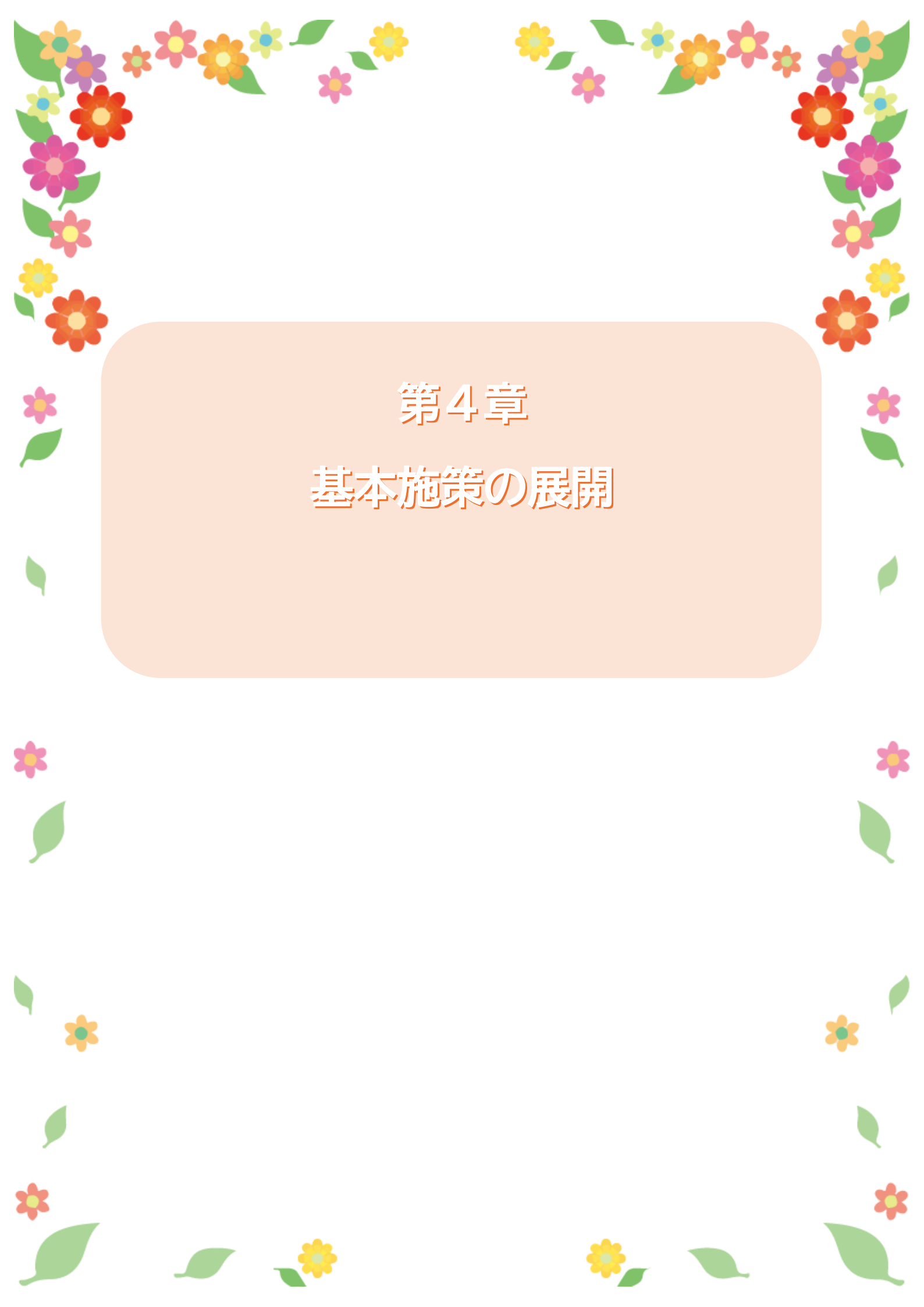
基本目標3 支援が必要なこども・若者、子育て家庭のための地域づくり

虐待にあったこども、発達・発達面で支援を要する困難な状況にいるこどもやその保護者に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、様々な子育て支援サービスの充実を図り、こどもの育ちを社会全体で支援します。また、地域活動や交流を通して、住民一人ひとりの地域でこどもを育て意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。

子育て世帯が安全安心に暮らせるまちにするため、こども園や学校、警察等との連携を強化するとともに、防犯や防災に配慮されたまちづくりを推進していきます。



基本理念	基本目標	施策
みんなで支える こどもが主役のまち へぐり	基本目標 1 こども・若者のための地域づくり	1-1 こどもの権利の尊重【重点】 1-2 小児医療の充実 1-3 思春期保健対策の充実 1-4 家庭や地域の教育力の向上【重点】 1-5 学校教育の充実 1-6 子育てを支援する生活環境の整備 1-7 こどもの心身の健全な発達の支援
	基本目標 2 子育て家庭のための地域づくり	2-1 経済的支援の充実【重点】 2-2 こどもや母親の健康の確保 2-3 仕事と生活の調和の推進【重点】 2-4 次代の親となる若い世代への支援 2-5 幼児期の教育・保育事業の充実【重点】
	基本目標 3 支援が必要なこども・若者、子育て家庭のための地域づくり	3-1 子育てにおけるつながり強化の促進【重点】 3-2 関係機関、諸団体の連携の強化 3-3 情報提供や相談体制の充実 3-4 児童の健全育成 3-5 要支援児童へのきめ細かな取組【重点】 3-6 安全な道路交通環境の整備 3-7 こどもを犯罪等から守る活動の推進【重点】 3-8 支援する人材の確保等



第4章

基本施策の展開

第4章 基本施策の展開

1 基本目標1 こども・若者のための地域づくり

1-1 こどもの権利の尊重【重点】

こどもが権利の主体であることの啓発活動に取り組みます。

事業名	取組と方向性	担当課
人権を重視した教育の推進	一人ひとりのこどもたちの人権尊重を最重点に置き、善悪の正しい判断力を身につけ、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度がとれるように学校での学習を通じて、人権意識の醸成を図ります。	教育委員会
こどもサミット	小・中学生が他校生との意見交換を通じ、お互いの意見を聞き、尊重し、応援しあう機会をつくれます。	教育委員会

1-2 小児医療の充実

日常生活におけるこどもの安全確保のために、万が一の事故や急病時の応急措置などの対応方法の周知とともに緊急時に対応できる医療機関の周知に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
救急時の家庭での処置の周知	こどもの事故防止や不慮の事故・突発的な病気等に対する啓発を強化するとともに、健診等の待ち時間にDVDやパネル展示といった視覚媒体を活用し啓発を図るほか、育児サークルでの救急講演会を企画していきます。	健康保険課
医療機関と事故防止策の周知	休日診療や夜間対応が可能な医療機関の周知を行うとともに、家庭訪問や健診の機会等及びSNS等を活用し、事故防止策の周知に努めます。	健康保険課

1-3 思春期保健対策の充実

こどもの成長に合わせた、健全な心と体に対する正しい知識を身に着けることができるような取組に併せて、思春期のこどもたちが持つ悩みや問題に対する支援体制の充実を図ります。

事業名	取組と方向性	担当課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止・歯科保健教育の推進	未成年者の喫煙・飲酒・薬物が健康に与える影響について、正しい知識の普及啓発を図るための取組が全小中学校で実施できるように努めます。 乳幼児期からの歯の大切さについてこども園や小学校での歯科保健教育の推進に努めます。	健康保険課 教育委員会
次代の親の育成	乳幼児や、子育てを行う親についての学びを通じて、生命の尊さや家庭の大切さ、こどもを生み育てることの意義などに対する理解を深めることを目的に、中学1年生を対象とした学習機会を検討します。	健康保険課 教育委員会

1-4 家庭や地域の教育力の向上【重点】

こども園や小・中学校、地域のボランティアと連携して家庭や地域での教育の重要性を伝え、地域においてこどもが様々な学習機会を得られるよう取り組みます。

事業名	取組と方向性	担当課
こども同士の交流を促進する場と仕組みの充実	少子化傾向に鑑み、こども同士が交流できる場が一層必要になることを考慮して、地域でスポーツ活動が気軽にできる場の設置をはじめ、公民館活動やこども会活動の支援充実など地域が主体となり、自主的に活動できるよう支援します。	教育委員会
青少年教育の充実	平群町子ども会育成者連合会が中心となって実施するジュニアリーダー講習会やウォークラリー大会などの各種事業が継続していけるよう支援を行い、遊びを通じて物事の良し悪しや対人関係を学べるような機会及びSNS等を活用した周知に努めます。	教育委員会
こどもが乳幼児とふれあう機会の拡大	これから親になっていく世代が、こどもや子育ての大切さを実感できるように、園児と未就園児との交流、中学校での職業体験を通じての保育への参加など異年齢交流を進めます。	教育委員会 こども園
地域の教育力の向上	こどもは、家庭での教育とともに地域の人とふれあうことで社会的なマナーや人間関係を学びます。平群町には豊かな自然や活躍できる人材、まちづくりに係る様々な事業があり、これらを活用した世代間交流の推進、社会体験活動の充実、地域でこどもを支える意識の啓発等を図り、地域全体でこどもの学びを支える体制を構築していきます。	教育委員会

事業名	取組と方向性	担当課
幼児教育の推進	家庭や地域との連携を図りながら、自然体験、社会体験などの生活体験を重視し、幼児の豊かな心情を培う幼児教育を推進します。	こども支援課
学校図書館の活用推進	学校図書館を活用した情報活用能力や読解力の育成とともに、こどもの居場所を確保できるよう、学校図書館の環境整備を行います。また、図書館司書によるこどもの読書活動を推進します。	教育委員会
豊かな心を育む多様な体験活動	地域と連携して、こどもの自己肯定感の向上につながる様々な体験や活動の場を提供します。活動を通しての達成感や役割を果たし、他者から認められる経験を重ねて、自分への肯定的な気づきを得られるような様々な活動への取組を進めます。	教育委員会 こども園
学習機会と情報の提供	こども園や小・中学校、教育委員会が連携しながら、育児関連講座の充実やセミナーの開催等、家庭教育に関する学習機会や情報の提供について、SNS等を活用しつつ充実させていきます。	教育委員会 こども園

1-5 学校教育の充実

幼児教育から学校教育までの教育課程において、地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくり、教職員の資質の向上などに一貫した学校教育の充実に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
教職員の資質の向上	教職員の自主的・主体的な研修を奨励・支援し、支援体制の整備を図るとともに、指導に対しての自信と責任と自覚を持った組織体として、力量を高めていきます。 また、町主催の教職員研修では外国語やICTなどニーズに応じたテーマを取り上げるように努めます。	教育委員会
学校教育におけるスポーツ環境の整備	地域におけるスポーツ指導者や学校間で連携するとともに、中学校の部活動について、地域移行（連携）を見据えた環境整備に取り組みます。	教育委員会
基礎的・基本的な学力の定着と向上	学校に通うこどもの基礎的な学力が保障されるよう、全国学力・学習状況調査を活用し、こどもの学力や学習状況を把握・分析し、学力向上に向けた取組を行います。	教育委員会
保幼小中連携の推進	入学・進学等、接続期のこどもの心理的不安を和らげ、学ぶ意欲や自己肯定感を高めるため、学習面や生活面での課題を明らかにするとともに、保幼・小・中を見通し、地域の関係機関・団体との支えにより、こどもの育ちと学びの連続性を重視した連携教育を進めます。	教育委員会 こども園
キャリア教育の充実	こどもが自分の生き方について考え、働くことにも関心を持つことができるように、学校や家庭が連携した進路指導とサポート体制を充実していきます。	教育委員会

1-6 子育てを支援する生活環境の整備

こどもたちが安全で安心して育つよう、安心して遊べる遊び場の整備、公共施設等のバリアフリー化などの安全で安心できる生活環境の整備に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
教育環境の充実	学校施設の老朽改善と合わせ、今後も、こどもが安心・快適に学校生活を過ごせるように、引き続き時代に合わせた教育環境の充実に努めます。	教育委員会
信頼される学校づくりの推進	保護者や地域社会との連携を深めるとともに、児童生徒、保護者、学校関係者へのアンケート調査や学校の自己評価及び評価結果の公表などを実施し、学校評価システムの結果を活用しながら信頼される学校づくりを進めます。	教育委員会
安心して遊べる遊び場の整備	公園等の遊び場は、こどもが遊ぶだけでなく、住民全体の身近な憩いとやすらぎの空間であり、世代間や子育て世代同士の交流が図られるなど地域のコミュニティを支える有効な場です。安心して遊べる場所を提供できるよう、遊具の点検、樹木の管理に努め、老朽化している遊具については地域の状況を踏まえつつ修繕を進めます。	都市建設課
公共施設等のバリアフリー化	未整備の公共施設等においては、こどもたちが安全で安心して利用できるように公共施設の維持、整備に努めます。	町全体



1-7 こどもの心身の健全な発達の支援

こどもの心身の健全な発達のため、食育や健康教育を推進し、こどもの生活を支援します。

事業名	取組と方向性	担当課
発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から正しい食生活を推進するため、健診や学校給食の試食等、食の体験を通じて指導、啓発を行います。欠食や偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるために、給食や家庭科などの教育課程において、栄養教諭が中心となって食に関する知識と関心を醸成する学習・教育を推進し、SNS等も活用した啓発に努めます。	健康保険課 教育委員会
バラエティ豊かな給食の促進	こどもの身体の健全な発達に資するため、学校やこども園の給食関係者が必要に応じて情報交換を行い、地産地消を進め、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、季節感を感じる行事食や旬の食材の使用に取り組んでいきます。	教育委員会
こどもの悩み相談体制の充実	現在、いじめや不登校などに悩みを抱える児童・生徒の心の問題について適切に対応するためスクールカウンセラーが1名配置されています。相談者が増加しているため、引き続き県の支援によりスクールカウンセラーを配置するなど、悩みを持つこどもや保護者に対し関係機関が協力し合って切れ目ない相談・支援をしていけるよう体制の充実を図ります。	教育委員会
体力づくり・食育の推進	乳幼児期は、こどもの健やかな発育、発達や健康の基盤が作られ、食習慣や生活習慣の形成に重要な時期です。こども園や学校、地域と連携した体力づくりや食育の取組などを通して、こどもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう努めます。	こども園 健康保険課 教育委員会



2 基本目標2 子育て家庭のための地域づくり

2-1 経済的支援の充実【重点】

国や県の補助金等を活用して、子育て世帯に対して経済的負担の軽減を図ります。

事業名	取組と方向性	担当課
ひとり親家庭の支援施策の周知	ひとり親家庭等医療費助成や県が実施する母子（父子）寡婦福祉資金貸付制度などのひとり親家庭向け支援施策のより一層の情報提供に努めます。	こども支援課
保育料の負担軽減	各家庭の収入や多子世帯などの状況に応じて、国の基準よりも安価な保育料でこども園などの教育・保育施設を利用できるように、引き続き保育料の負担軽減に努めます。	こども支援課
就学援助制度の推進	生活保護法による扶助を受けている世帯を対象とする要保護認定者及びそれに準ずる程度に困窮しており、就学が困難な状況の世帯を準要保護認定者とし、国が定める基準に基づきこどもの就学援助を推進します。	教育委員会
実費徴収に係る補足給付事業の推進	新制度に移行していない幼稚園に対して、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対して副食費に係る費用の公費による負担軽減を行うとともに、制度周知に努めます。	こども支援課
各種医療費助成等の推進	子ども医療費助成事業等については、0歳から18歳までの助成対象者に現物給付方式による助成を行う現行制度を維持します。一部負担金を町単独事業で公費負担する取組を引き続き行います。 また、未熟児養育医療により未熟児の入院費用についての医療費負担の軽減を図ります。	健康保険課
各種手当の支給	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当といった子育てのための経済的支援施策の周知を徹底します。 また、町ホームページやSNS等を活用し各手当の詳細を発信し、手当の普及を推進します。	こども支援課 福祉課
学びを支える就学支援の推進	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的なこどもの未来応援対策を展開します。学校に通うこどもたちが、家庭環境などに左右されることなく、主体的・対話的で深い学びを通じて確かな学力や自己肯定感を育てます。 また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず大学等への就学の機会を得られるよう、経済的支援、人的支援、社会・文化的支援に関する情報提供を行います。	教育委員会

事業名	取組と方向性	担当課
保護者の就労に対する情報提供	保護者の就労支援として、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターやハローワークとの連携のもと、就業に関する相談など就労支援についての情報提供をSNS等を活用し行います。 また、生活困窮者世帯の雇用形態の改善のため、キャリアアップのための職業訓練等の情報提供、斡旋を行います。	福祉課
暮らしを支える経済的支援	生活のための経済的支援として、生活保護、児童手当、子ども医療費助成事業、就学奨励費等の制度周知を徹底し、情報弱者が不利益を被ることがないように努めます。 また、奈良中和・吉野生活自立サポートセンターとの連携や県等で行われている事業を組み合わせることで、生活や仕事についての支援が行えるように努めます。	福祉課 こども支援課 教育委員会 健康保険課

2-2 こどもや母親の健康の確保

こどもを望む家庭が妊娠、出産できるように経済的支援等を行うとともに、妊婦や母親の孤立を防ぎ、母子がともに健康に生活できるような支援に取り組めます。

事業名	取組と方向性	担当課
マタニティママ支援事業	親子の触れ合いが自然にでき、親となる人の育児力を引き出すため、こどもと自然に触れ合う機会を作ります。 また、1歳未満児の育児サークル「ばぶばぶ」をより多くの妊婦に活用してもらえようSNS等を活用しPRするとともに、事業目的を丁寧に説明し先輩ママの協力が得られるように努めます。	健康保険課
妊娠判定受診料補助事業	町民税非課税世帯の女性（生活保護世帯を含む）を対象として妊娠判定に要する費用を公費負担します。制度周知に努め、経済的不安を抱える家庭を支援します。	健康保険課
親と子の健康づくり支援の充実	乳幼児健診は、こどもの発達確認、障害の早期発見とともに育児不安解消や虐待予防など母親の子育て支援の場として重要であるため、受診率の向上及び未受診児の100%把握に取り組めます。また、育児に不安を持つ育児者の減少を目指して、健診などを通じて育児者自身を支えるとともに、相談機関の情報提供をSNS等を活用しつつ実施します。	健康保険課

事業名	取組と方向性	担当課
乳児家庭全戸訪問事業の推進	乳児家庭全戸訪問事業は、保健師だけでなく、地域と行政のパイプ役である主任児童委員が同行訪問しています。こどもの健康だけでなく、保護者の孤立防止や地域で子育てをする環境整備の一環として、同様の体制維持に努めます。	健康保険課
妊娠期における食育の推進	生まれた後のこどもが健康に生活するためにも、妊娠期からの食育はとても大切です。妊婦の気持ちに寄り添い、その人の価値観やライフスタイルにあった食生活の助言を行います。	健康保険課
妊娠・出産期から切れ目のない支援	妊娠期から子育て期にかけてこどもの育ちを取り巻く関係者が連携して、一貫した支援体制を構築したシステムづくりを目指します。 安心して妊娠出産ができるよう、全ての妊婦の状況を把握し、状況に応じた相談やハイリスク妊婦への個別支援を行います。喫煙や飲酒等の問題に対してもSNS等を活用し啓発や個別支援を強化します。 また、出産・育児支援事業では、全ての妊婦に対する面談をはじめ、支援を必要とする女性が安心して相談したり救済を求めたりすることのできる機関を用意し、必要な支援につなぐ取組を進めます。 さらに、わかりやすい情報発信による窓口や支援への誘導を強化し、まちぐるみでこどもの貧困に対する理解を深める周知啓発事業を推進するとともに、支援につなぐための職員のスキルアップや知識向上に努めます。	健康保険課
保護者とこどもがリフレッシュやリラックスできる機会の支援	子育てに関する知識を提供する育児学級や子育て相談をより多く活用してもらえるようSNS等を通じて周知を図り、保護者の不安を軽減し、保護者の養育力の向上を支援します。また、保護者とこどもがリフレッシュやリラックスできる機会を確保できるよう支援します。	こども園
不妊・不育治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、平群町では「一般不妊治療費の助成事業」（特定不妊に該当しない不妊治療）と「不育治療費の助成事業」を行っています。加えて、不妊に関する不安や悩みを解消するために、奈良県性と健康の相談センター「ならはぐ」の紹介や情報提供を行います。不妊治療に対する正しい理解を広めていくために、広報紙やSNS等を通じた啓発活動に努めていきます。 また、経済的な負担が軽減され、安心してこどもを生ま育てることができるよう、県の補助事業である生殖補助医療（体外受精などの不妊治療法）の補助を拡充していきます。	健康保険課

事業名	取組と方向性	担当課
重点課題 産前産後のメンタルヘルス支援事業	妊産婦健診補助により産科医療機関より支援の必要な妊産婦を早期に把握し、産後ケアにつなげることで計画的な提供体制の整備に努めます。	健康保険課
ブックスタート事業の推進	赤ちゃんとお母さん・お父さんが肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、かけがえのないひとときを「絵本の読み聞かせ」を介して持つことを応援するブックスタート事業を実施し、養成したボランティアを活用して絵本を配布し、読み聞かせの方法やその重要性について説明しています。この事業により、読み聞かせに対する意識が高まっているため、今後も事業を継続して実施します。	健康保険課
母子保健DX	母子保健DXの推進により電子版母子健康手帳の普及に努めていきます。	健康保険課

2-3 仕事と生活の調和の推進【重点】

こどもたちは成長するにともなって、学校や友人、家庭内において様々な悩みや問題を経験します。こどもたちの成長にともなって豊かな心の育みが図れるよう、家庭への支援体制の充実に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
働き方の見直しについての意識啓発	男性も含め今までの働き方を変えることによって、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、調和のとれた働き方の意識啓発を行っていきます。	総務防災課
男女共同参画意識の向上	平群町第3次男女共同参画プラン基本理念「地域のなかで、老若男女（男女と多世代）がともに参画する楽しく活気あるまちづくりを目指す」を基に、地域や学校、家庭や職場において固定的な性別役割分担意識をなくし、家事、育児、介護が男女の共同責任であるとの認識の浸透を図るため、講座の開催や学習機会の充実等啓発活動に努めます。 また、多様な家庭のあり方や個人のあり方について尊重する社会をつくるため、広報への記事掲載やSNS等を通じて情報発信と啓発活動を進めます。	政策推進課
孤育てにならない地域づくり	妊婦の配偶者・乳幼児の養育者に対して妊婦届け時や予防接種、乳幼児健診等の場面で父親の育児参加を促し、夫婦で協力し合う子育てを応援していきます。 また、子育て支援センターにおいて実施する、父親の育児を応援する子育て支援講座等についてSNS等を通じて周知を図ります。	こども支援課 子育て支援センター 健康保険課
多様な働き方の実現に向けた啓発	仕事時間と生活時間のバランス（ワーク・ライフ・バランス）がとれる働き方を選択できるよう、働きやすい環境づくりに向けて職員研修や講演会を実施し、啓発活動に努めます。	総務防災課

事業名	取組と方向性	担当課
特定事業主行動計画の推進	「平群町特定事業主行動計画」に基づいて、平群町における次世代育成支援対策に関する取組を進めるとともに、各年度の実施状況報告を行います。	総務防災課

2-4 次代の親となる若い世代への支援

次世代を担う若い世代の結婚生活や就労を支援するため、経済的支援及び県との連携による多様な場づくりや機会の充実に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
結婚新生活支援補助金の交付	婚姻に伴い新生活を始める夫婦の経済的な負担を軽減するため、国庫補助金を活用してスタートアップに係る費用の全部又は一部を支援し、少子化対策及び移住定住促進の強化を図ります。	まち未来推進課
「ならジョブカフェ」の啓発	若い世代の就労を支援するために、県が行う「ならジョブカフェ」の啓発に努めます。	こども支援課

2-5 幼児期の教育・保育事業の充実【重点】

子育て世帯の多様なあり方や保育ニーズの高まりに対応するため、地域子育て支援事業を中心とした保育サービスの充実と保育教諭の人員確保や資質向上に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター及びゆめさとこども園子育て支援室で実施している相談や情報提供などの機能を強化するとともに、子育て世帯の情報交換や交流の場の提供を積極的に行います。また、子育て講演会等を実施し、住民が主体的に子育て支援に関われるように支援します。	こども支援課 子育て支援センター
子育てサポートクラブ事業の推進	地域における子育ての相互扶助体制として、子育てサポートクラブ事業を推進したうえで、相互援助の核となる組織づくり、体制整備に要する人材確保に取り組み、ファミリー・サポート・センター事業への移行の可能性を検討します。	こども支援課 子育て支援センター
こども家庭センターの機能強化	全ての妊産婦・子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関として位置づけられたこども家庭センターで、引き続き関係機関と連携し妊娠から出産、就学後の子育てにおける各種悩み相談まで、切れ目ない支援の提供に努めます。	こども支援課 子育て支援センター 健康保険課
利用者支援事業の推進	子育て支援センターにおいて、こどもや親の不安や悩みにこたえるため、関係機関との連携を図り、相談内容に応じて適切な助言を行えるように情報共有に努めます。また、民生児童委員や子育てに係る関係団体との連携、交流を図ります。	こども支援課 子育て支援センター

事業名	取組と方向性	担当課
保育教諭の資質向上	教育・保育ニーズの増加や多様化に対応し、保育の質の向上を図るため、保育教諭一人ひとりが保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めます。さらに、保育実践や保育の内容に関する共通理解を図り、協働性を高めます。	こども支援課 こども園
既存保育サービスの維持と周知	現在実施している通常保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等は維持するとともに、サービスの質の向上を図ります。病児・病後児保育事業や町外委託契約をしているトワイライトステイ事業やショートステイ事業については事業の周知を図ります。	こども支援課 こども園
育児休業後の円滑な受け入れ体制の整備	保育サービスの利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるよう保育教諭の人材確保など受け入れ体制の整備に努めます。	こども支援課 こども園
地域型保育の導入検討	3歳未満児の保育（3号）についてはこども園での保育を中心としますが、ベビーシッターの利用費助成を導入するとともに、必要に応じてこども園と連携した地域型保育（小規模保育等）の民間参入を含めた導入について検討します。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業の検討	安心して子育てができる環境整備を図るため、育児の支援を受けたい人（依頼会員）と育児の援助をしたい人（援助会員）が会員として登録し、支援センター内にて託児サポーターによる未就園児有償託児を実施します。また、母子分離での講座託児も併せて実施します。未就園児有償託児において、急な入院や突発的な託児に配慮し、既定の申請日を過ぎている場合でもサポーターの確保が出来れば依頼に応えられる様に検討します。また、原則3時間の預かり時間の延長を検討します。 さらに、利用状況等を踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業への移行を検討します。	こども支援課 子育て支援センター
病児・病後児保育の推進	各こども園に保健師等を配置して実施している病児保育（体調不良型）を継続します。また、病児保育については、近隣5町で実施している「いちごルーム」の制度周知に努めます。	こども支援課
乳幼児期のこどもの育ちの支援	困難を抱える家庭のこどもを含む全ての乳幼児期のこどもが、人間形成の基礎を育む環境を整えるため、こども園における質の高い就学前の教育・保育の提供を図ります。	こども支援課 こども園

3

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て家庭のための地域づくり

3-1 子育てにおけるつながり強化の促進【重点】

子育て世代から高齢者まで住民同士が協力して子育てを行える環境づくりや子育て支援を行う意欲のある住民に対する支援、情報提供に取り組みます。

事業名	取組と方向性	担当課
ボランティア活動の支援と周知	社会福祉協議会の支援を受けたボランティアが、こどもの食育や居場所づくり、地域住民の交流拠点として開所したこども食堂等の活動について周知を行います。	こども支援課
子育て世帯同士及び地域との交流の場づくり	子育て世帯同士及びこどもを見守る地域住民との交流の場づくりと、情報交換に努めます。	こども支援課

3-2 関係機関、諸団体の連携の強化

各事業をより効果的に進めるため、行政機関だけでなく、社会福祉協議会や子育て支援に関わる機関等との連携を強化します。

事業名	取組と方向性	担当課
地域に開かれた学校づくりの推進	学校、家庭、地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を教育ボランティアとして活用するなど、世代を超えた交流を促し、地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。	教育委員会
家庭・地域と学校との連携	児童・生徒が抱える問題に対して、家庭環境など総合的な視点から対処できるようにスクールソーシャルワーカーによる相談を実施するなど、関係機関や地域関係者等との連携を強化していきます。	教育委員会
こどもの貧困に対する地域の理解を深め、協力を呼びかける取組	行政・地域・団体等が行っている支援の成果と課題を確認し、既存の社会的資源やサービスを有効活用しながら、こどもの貧困に対する地域の理解を深め、協力を呼びかけるための取組を検討します。	こども支援課

3-3 情報提供や相談体制の充実

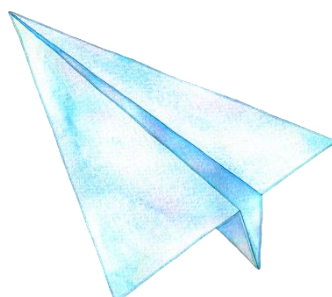
子育て世帯が数多くある事業や情報から最適な選択ができるように、効果的な情報発信や相談体制の充実・強化を図ります。

事業名	取組と方向性	担当課
子育て情報紙の発信	町内の子育て支援の動きや子育てに役立つ情報を発信する「平群町子育てガイドブック」や、季刊誌「へぐみん」の発行を継続するとともに、町のホームページやSNS等を活用し、より多くの方への子育て情報の発信に努めます。	こども支援課 子育て支援センター
相談体制の充実	県や関係機関の協力を得て、こどもや保護者、教職員への指導・助言が行える人材を配置し、相談体制の充実及びSNS等を活用しつつ周知を行います。	教育委員会
個に応じたきめ細やかな教育の推進	スクールカウンセラーをはじめ、関係機関等と連携し、児童生徒や保護者、教職員が気軽に相談できる環境づくりを推進します。 また、学校を窓口として生活困窮世帯のこどもたちと保護者を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。	教育委員会

3-4 児童の健全育成

こどもたちの健やかな成長を支援するために、放課後児童健全育成事業等の推進や関係団体が主体となって行う事業の支援を行います。

事業名	取組と方向性	担当課
放課後児童健全育成事業の充実	学童保育所の運営業務について民間事業者のノウハウを取り入れ、活動内容の充実化及び保護者の利便性向上、学童指導員の資質向上に取り組めます。 こども家庭庁・文部科学省がとりまとめた指針である「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、ICT化の推進による学童指導員の業務効率化を図ります。 また、利用希望者に広報誌やホームページを積極的に活用し、事業の内容や募集情報の周知に努めます。 夏期休業等の長期休業期間には別途の受け入れ枠を設けることで、安定した学童保育を実施します。	こども支援課



3-5 要支援児童へのきめ細かな取組【重点】

専門的な知識や技術を要する支援や特別な配慮が必要な子どもや家庭に対して、国や県が行う施策と連携し、一人ひとりの状況に応じた支援・対応を行います。

事業名	取組と方向性	担当課
要保護児童対策地域協議会の運営・強化	代表者会議、実務者会議を定期的に開催し、要保護児童等に係る情報共有を図るとともに、専門資格を持つ職員を調整担当者として今後も配置していきます。	健康保険課
障がいに関する研修の充実	教職員や保育教諭をはじめ、こどもに係る全ての者が障害に対する正しい知識と理解を深めるために、研修の充実を図っていきます。	教育委員会
障がい児等家庭への相談・支援	障害を持つこどもの保護者が自主的に行うサークル活動等に対し、相談や助言などの支援を行います。	子育て支援センター 福祉課
児童虐待の早期発見と予防	健康相談や健康診査等を通じて児童虐待の早期発見・予防ができるよう関係機関の連携を図ります。また、県内一斉オレンジリボンキャンペーンに参加するなど、児童虐待防止の啓発に努めます。さらに、趣向を凝らした啓発活動を行うことで幅広い周知を図ります。	健康保険課
医療的ケア児支援者連携推進協議会の推進	医療的ケア児支援者連携推進協議会において、医療的ケア児をはじめ障害を有する子どもと家庭を支援するため、支援体制の整備を進めます。	福祉課
通級指導教室の設置・運営推進	小中学校の通常学級に在籍しながら、障害特性に合った個別の指導を「通級指導教室」で受ける児童が増加する中、個々の対応の多様化に応じた指導の充実を図ります。	教育委員会
特別支援教育の充実	幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、適切な指導や支援を行えるよう特別支援教育の充実を図ります。	教育委員会
少年非行・ひきこもり・不登校対策の強化	こどもは思春期を迎えると様々な心の問題に直面します。保護者、学校、こども家庭相談センター、警察、民生児童委員、ボランティア等が互いに連携して、少年非行・ひきこもり・不登校・いじめ問題に迅速に対応できるように努めます。	教育委員会
不登校対策の推進	不登校への不安や子育ての困難さの軽減と解消に向け、教育委員会・学校・保護者・関係機関と十分な連携をとり、「未然防止」「初期対応」「自立支援」に向けた総合的な取組を推進します。	教育委員会

事業名	取組と方向性	担当課
重点課題 発達に課題のあるこどもへの支援	発達に課題のある乳幼児に対する早期相談・早期療育を推進するため、こども園等の関係機関と連携しながら、プリズムへぐりを中心に発達支援を行います。就園前の心身の発達について心配のある幼児、育児不安等を抱える家族を対象として、療育教室（なかよし教室）を実施し、こどもと家庭の健全育成を図るとともに、親子がゆっくりと遊べる機会を確保するため、託児等のボランティアの確保に努めます。 また、障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、学童期の適切な支援・サービスにつなげるために5歳児健診の実施体制の整備に努めます。	健康保険課 福祉課
里親制度の普及	様々な事情により親元で暮らすことのできないこどもを家庭に迎え入れ、育てていただける方を「里親」といいます。里親制度とは、児童福祉法に基づいて里親として登録している方に、こどもの養育をお願いする制度です。奈良県の関係機関との連携や町のSNSを活用し、広く制度の理解及び利用がされるよう普及啓発します。	こども支援課
地域全体で見守り、支えるネットワークづくり	児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、要保護児童対策地域協議会を活用し、福祉・行政・教育・地域が連携してこどもの支援を行います。 令和6年度よりこども家庭センターが設置され、合同ケース会議や実務者会議での連携の強化を図ります。また、法定研修修了者の増加や担当人員の強化を図ります。	健康保険課
こどもの学習支援やこども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体への支援	学習等に課題を抱えるこどもたちについて、地域での学習の機会を提供することで、学力だけでなく地域との交流の機会等様々な学びの機会を提供します。	こども支援課

3-6 安全な道路交通環境の整備

幹線道路や交通安全施設の整備など、こどもの交通安全の確保に必要な取組と併せて、こどもや親、ドライバーが交通安全に対する意識を高めるための取組を行います。

事業名	取組と方向性	担当課
幹線道路の整備促進	歩行者が安全に通行できるよう歩車分離を行うべく、今後も用地確保等に努めます。また、一定の用地確保ができ次第、工事を進めていきます。	都市建設課
ユニバーサルデザインに対応した生活道路の整備	生活道路等の整備・改修の際には、歩道の拡幅や段差解消などのバリアフリー化を進めるとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れるように努めます。	都市建設課
交通安全施設の整備・改良	関係課と連携を図り、通学路等における危険箇所の把握、点検に努め、ガードレールやカーブミラーの設置など通学路の整備を引き続き推進します。	都市建設課
交通安全教育の推進	ドライバーに対する交通マナーの向上を促し、安全運転の啓発を進めます。所管の警察署、交通安全協会などの関係機関の連携をもとにこどもたちに交通安全教育の充実を図ります。	住民生活課



3-7 こどもを犯罪等から守る活動の推進【重点】

こどもを犯罪や事件から守るために、地域住民や関係団体等と連携した活動を推進します。

事業名	取組と方向性	担当課
青少年健全育成事業の推進	青少年の健全育成及び青少年の不良化防止対策を図るために、平群町青少年補導委員会による毎月の巡回補導と夏期・冬期特別巡回補導を継続します。 また、SNSの普及などこどもの取り巻く環境の変化に伴い、情報リテラシーの研修に取り組みます。	教育委員会
犯罪を防止する環境づくり	学校やPTA、各種団体等が協力して地域ぐるみで活動を行うとともに、防犯意識の高揚と啓発に努めます。 夜間の安全性を高める防犯灯や、抑止力となる防犯カメラの設置支援を継続します。 「こども110番の家」については、通学路等の現状に応じて見直すことにより、地域全体でより効果的な安全確保を図っていきます。 また、必要に応じてこども園等に防犯カメラや非常通報装置等の設置を進めます。	住民生活課
安全教育の啓発	所管の警察署及び西和地区防犯協議会等の関係団体と連携し、こども園、小中学校のこどもを対象とした防犯講習等安全に対する指導に取り組みます。	住民生活課
こどもを取り巻く有害環境浄化対策の推進	インターネット等のメディア上で、性、暴力、自殺等の有害情報がはびこり、こどもへの悪影響が懸念される状況にあることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、こどもを取り巻く有害環境の浄化に努めます。 また、スマートフォンの普及に伴いインターネットやSNSによる問題が多くなってきていることから、こどもたちのみならず、親、教師に対しても、スマートフォンの持つ有害性についての啓発（講演会等）を行います。また、SNS利用に関する体験型の学習機会を設けることで、情報を見極める能力の醸成を図ります。	教育委員会

3-8 支援する人材の確保等

身近な地域で、支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を支える人材を確保していく必要があります。

事業名	取組と方向性	担当課
多様な主体の活動を支援し、支援の選択肢を広げる取組	見守りや療育支援が必要な家庭など、広い支援につながるボランティア人材を育成するとともに、多様な主体の活動への支援や参加促進を図ります。	こども支援課 福祉課

4

数値目標

「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）を設定します。

No.	項目	現状値 (アンケートより)	目標値 (令和11年度)
		上段：町、下段：国	上段：町、下段：国
1	「こどもまんなか社会の実現に向かって いる」と思う人の割合	23.7% (※1)	70.0%
		15.7%	70.0%
2	「生活に満足している」(0～10で7以上) と思うこどもの割合	79.7% (※2)	91.8%
		60.8%	70.0%
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者 の割合(自己肯定感の高さ)	69.9% (※3)	81.5%
		60.0%	70.0%
4	社会的スキルを身につけているこどもの割 合	62.3% (※4)	80.0%
		74.2%	80.0%
5	「自分にはじぶんらしさというものがある」 と思うこども・若者の割合	77.9% (※5)	90.0%
		84.1%	90.0%
6	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う こども・若者の割合	(小中高) 91.3% (一 般) 96.2% (※6)	97.1%
		97.1%	維持
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることが できている」と思うこども・若者の割合	50.0% (※7)	70.0%
		51.5%	70.0%
8	「こどもの政策に関して自身の意見が聴い てもらえている」と思うこども・若者の割合	19.2% (※8)	70.0%
		20.3%	70.0%
9	「自分の将来について明るい」と思うこど も・若者の割合	65.3% (※9)	80.0%
		66.4%	80.0%
10	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社 会の実現に向かって」と思う人の割合	29.5% (※10)	70.0%
		27.8%	70.0%

※1 『あなたは、平群町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思いますか』という設問に「そう思う」、「ややそう思う」と回答した一般の割合

※2 『あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか』という設問に0～10の選択肢で7以上と回答した小中高生の割合

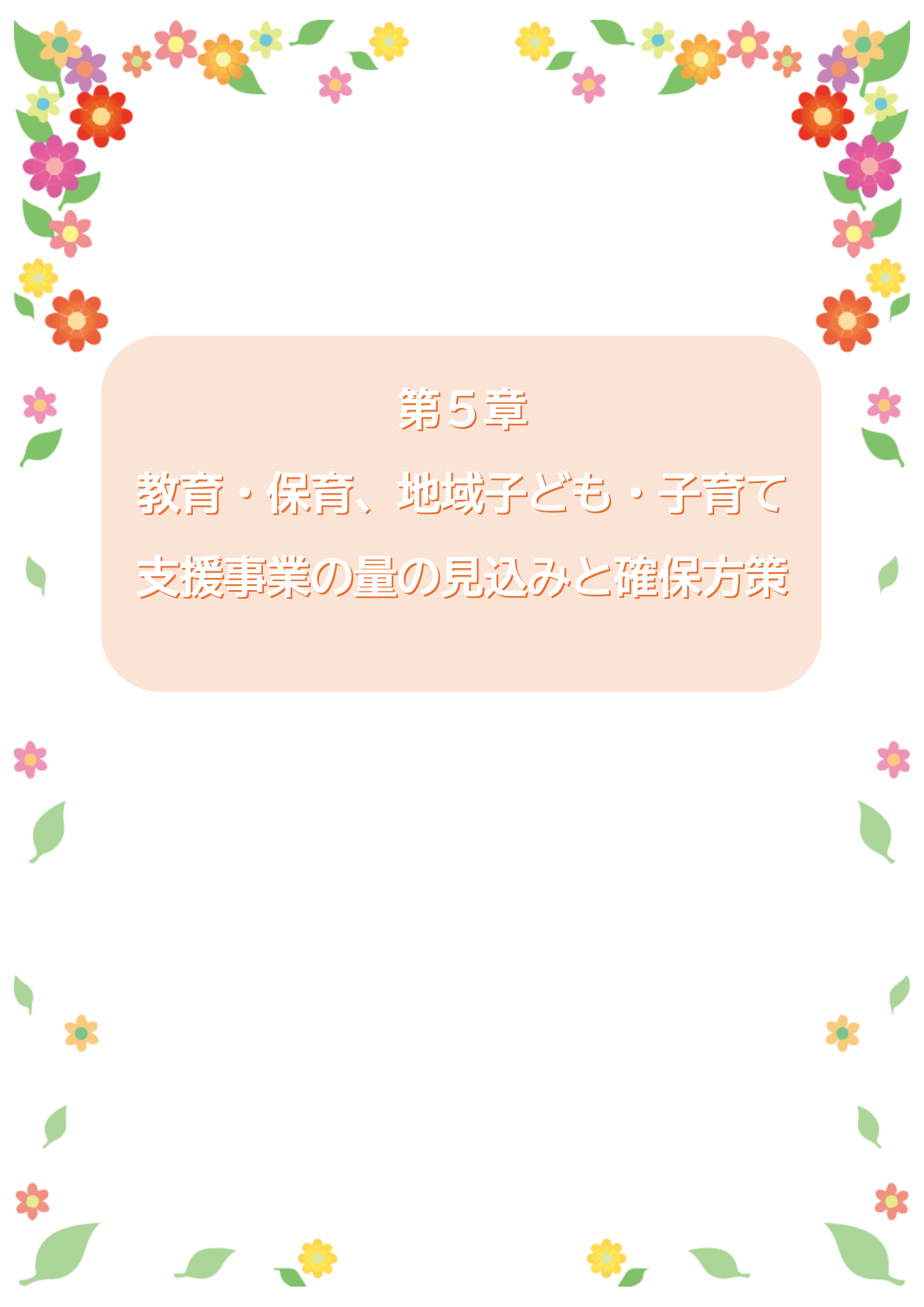
※3 『今の自分が好きだ』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中高生、一般の割合

- ※4 『自分はだれとでもすぐに仲良くなれると思う』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中高生の割合
- ※5 『自分には自分らしさというものがあると思う』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中高生、一般の割合
- ※6 『自分には「こまったときに助けてくれる」人がある』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中高生の割合、『あなたにとって、「困ったときに助けてくれる」人は誰ですか』に対して「そのような人はいない」と回答した者（無回答者を含む）の割合を全体から減した一般の割合
- ※7 『社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がある』という設問に「どちらかといえばあてはまらない」、「あてはまらない」と回答した一般の割合
- ※8 『あなたは、平群町の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思いますか』という設問に「そう思う」、「ややそう思う」と回答した一般の割合
- ※9 『自分の将来について希望を持っている』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中高生、一般の割合
- ※10 『あなたは、平群町が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていてと思いますか』という設問に「そう思う」、「ややそう思う」と回答した一般の割合

こどもの貧困対策および「こどもまんなか社会」の推進に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）を設定します。

No.	項目	町の現状値 (アンケート、現況より)	町の目標値 (令和11年度)
11	困難な状況にある家庭	30.3% (※11)	減少
12	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	89.0% (※12)	95.0%
13	むし歯のない3歳児の割合	92.7% (※13)	100.0%
14	乳幼児健康診査の受診率	3～5ヶ月…96.1% 1歳6ヶ月…96.6% 3歳6ヶ月…98.2% 5歳…0% (※14)	3～5ヶ月…100.0% 1歳6ヶ月…100.0% 3歳6ヶ月…100.0% 5歳…85.0%
15	毎日朝食を食べている割合	82.2% (※15)	93.0%
16	いらいらしてこどもにあたってしまふ保護者の割合（生活貧困層）	20.1% (※16)	15.0%
17	子どもサミットの参加回数	1回	2回
18	子育て支援センターの利用者数	17,896人 (※17)	20,000人
19	父親の育児を応援する子育て支援講座の参加親子数	10組（20人） (※18)	20組（40人）
20	こども園待機児童数	0人 (※19)	0人
21	町内のこどもの居場所の数	3箇所 (※20)	4箇所
22	「こども110番の家」の箇所数	308箇所	360箇所

- ※11 下記設問のうち、1つでも該当の選択肢を回答した就学前児保護者、小学生保護者の割合
『前年の、あなたの世帯の全員の収入を合わせた「年間の世帯収入（年間のボーナスを含む手取り額）」を教えてください』という設問に「200 万未満」、『あなたの世帯では、過去1年の間に、急な出費などで家計のやりくりができなかったことがありましたか』という設問に「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」、『あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、月々の料金の支払い、家賃・住宅ローンの滞納、債務の返済ができなかったことがありましたか』という設問に「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」、『あなたの世帯では、過去10年の間に、経済的な理由による料金滞納のために、電気、ガス、水道を止められたことがありましたか』という設問に「あった」、「どれか1つはあった」を選んだ家庭
- ※12 『お子さんを今後も平群町で育てていきたいと思いますか』という設問に「育てていきたい」と回答した就学前児保護者、小学生保護者の割合
- ※13 令和5年度3歳児歯科健康診査（平群町）において受診児数に対してむし歯のない者と診断されたこどもの割合（奈良県より）
- ※14 本計画PI4「健康診査の受診状況」における各健康診査の受診率
- ※15 『毎日朝ごはんを食べていますか』という設問に「毎日食べている」と回答した小中高生の割合
- ※16 困難な状況にある家庭（※11）のうち、下記設問にて、1つでも該当の選択肢を回答した就学前児保護者、小学生保護者の割合
『いらいらしてこどもにあたってしまうことがある』という設問に「あてはまる」、『しつけのいきすぎがある』という設問に「あてはまる」、『感情的な言葉で怒鳴ってしまう』という設問に「あてはまる」を選んだ家庭
- ※17 令和6年度における年間の延べ利用人数見込み（令和7年1月時点）
- ※18 令和6年度における年間の延べ参加人数見込み（令和7年1月時点）
- ※19 令和6年4月1日時点の人数
- ※20 令和7年1月時点の平群町こども食堂の活動団体（奈良県社会福祉協議会「奈良こども食堂ネットワーク」より）



第5章

教育・保育、地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策

第5章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」、「仕事・子育て両立支援事業」の3つに分かれます。第5章では、施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みやその確保の方策について定めます。

(1) 施設型給付と地域型保育給付、子育てのための施設等利用給付

施設型給付	○【新制度】幼稚園 ○認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型） ○保育所
地域型保育給付	○小規模保育事業 ○家庭的保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業
子育てのための施設等利用給付	○【新制度未移行】幼稚園 ○特別支援学校の幼稚部 ○認可外保育施設 ○預かり保育事業 ○一時預かり事業 ○病児保育事業 ○子育て援助活動支援事業

(2) 支給認定制度

○子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）

認定区分	利用定員を設定し、 給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所、地域型保育事業

○子育てのための施設等利用給付

認定区分	給付に係る施設・事業
新1号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第1号） 満3歳以上の小学校就学前子どもであり、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第2号） 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであり、保護者の就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園 保育所
新3号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第3号） 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであり、保護者の就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認定こども園 保育所、地域型保育事業

（3）地域子ども・子育て支援事業

19種類の事業名称	
(1) 利用者支援事業	(2) 延長保育事業（時間外保育事業）
(3) 放課後児童健全育成事業	(4) 子育て短期支援事業
(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	(6) 一時預かり事業
(7) 病児・病後児保育事業	(8) ファミリー・サポート・センター事業
(9) 妊婦健康診査	(10) 乳児家庭全戸訪問事業
(11) 養育支援訪問事業	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	(14) 子育て世帯訪問支援事業
(15) 児童育成支援拠点事業	(16) 親子関係形成支援事業
(17) 妊婦等包括相談支援事業	(18) 乳児等通園支援事業
(19) 産後ケア事業	

(1) 区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて市町村が定めることとなっています。（小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な範囲）

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することが求められます。

本町では小学校区3、中学校区1、保健福祉センター区域1、行政区単位1となっています。

(2) 区域設定

比較検討の結果、教育・保育の視点から、提供する教育・保育を保護者やこどもが地域を超えて利用できる、町全域を1区域と定めます。

なお、住民ニーズや各事業の利便性等において区域の拡大や縮小が必要となる場合には、一定の配慮をするものとします。

また、事業計画の見直しの時期において区域設定についても必要があれば、併せて見直し検討を行います。

小学校区	中学校区	保健福祉センター区域
町立平群小学校	町立平群中学校	平群町保健福祉センター
町立平群南小学校		
町立平群北小学校		

区域図



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとに設定した量の見込みに対応するよう、「幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（１）幼児期の教育・保育の量の見込み

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

（２）提供体制の確保の内容及びその実施時期

○設定した量の見込みに対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

○提供体制の確保については、幼保連携型認定こども園と平群北幼稚園を拠点として、令和 6 年度末までに各年度の量の見込みに対応できる確保方策を構築します。

●幼児教育（３～５歳・１号認定）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	110	83	83	83	83
②確保方策（人）	214	148	148	148	148
特定教育・保育施設	214	148	148	148	148
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0

●保育所等（３～５歳・２号認定）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	206	220	220	220	220
②確保方策（人）	206※	220	220	220	220
特定教育・保育施設	206※	220	220	220	220
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0

※令和 7 年度の認可定員 187 人を超過する利用申込みについては、定員の弾力化により対応。

●保育所等（２歳・３号認定）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	72	70	63	61	60
②確保方策（人）	72※	70	70	70	71
特定教育・保育施設	72※	70	70	70	70
特定地域型保育事業	0	0	0	0	1

※令和 7 年度の認可定員 59 人を超過する利用申込みについては、定員の弾力化により対応。

●保育所等（１歳・３号認定）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	65	58	56	55	54
②確保方策（人）	65※	58※	56	56	57
特定教育・保育施設	65※	58※	56	56	56
特定地域型保育事業	0	0	0	0	1

※令和７年度の認可定員 51 名、令和８年度の認可定員 56 名を超過する利用申込みについては、定員の弾力化にて対応。

●保育所等（０歳・３号認定）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	15	14	14	13	13
②確保方策（人）	23	26	26	26	27
特定教育・保育施設	23	26	26	26	26
特定地域型保育事業	0	0	0	0	1

(1) 利用者支援事業

【概要】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です。

【実施方針と確保方策】

こども家庭センターでは、妊娠初期から子育て期までの間、あらゆる相談をワンストップで行います。本町では基本型、こども家庭センター（母子保健型）の対応を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	(カ所)	2	2	2	2	2
	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型（母子保健型）	1	1	1	1	1
②確保方策	(カ所)	2	2	2	2	2
	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型（母子保健型）	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【概要】

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して預かりを行う事業です。

【実施方針と確保方策】

各こども園で実施し、見込まれる利用人数に対応できる体制が整っています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	(人)	125	145	145	145	145
②確保方策	(人)	125	145	145	145	145
	箇所数（カ所）	3	4	4	4	4

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

昼間、保護者がともに働いていたり病気や家族の看護などにより、家庭で保育できない小学生を保護者に代わって保育をする事業です。

【実施方針と確保方策】

利用ニーズが高まっており、低学年を中心に年々減少傾向にあるため、状況に応じて提供体制を整備します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	211	207	200	190	191
低学年	153	153	143	136	137
高学年	58	54	57	54	54
②確保方策 利用者数 (人)	280	280	280	280	280
施設数 (カ所)	3	3	3	3	3

(4) 子育て短期支援事業

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）です。

【実施方針と確保方策】

アンケート調査結果においてニーズがみられたことから、緊急時等の利用に対応できる提供体制を整備します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 利用者数 (人日)	14	14	14	14	14
②確保方策 利用者数 (人日)	14	14	14	14	14
箇所数 (カ所)	7	7	7	7	7

(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・ゆめさとこども園）

【概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実施方針と確保方策】

現状の実施施設である平群町子育て支援センター（はなさとこども園内）とゆめさとこども園子育て支援室において、活動体制の充実を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回/月）	1,500	1,458	1,375	1,333	1,250
②確保方策 箇所数（カ所）	2	2	2	2	2

(6) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【実施方針と確保方策】

こども園、私立幼稚園等において、見込まれる利用量に対応できる提供体制を確保します。

●一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	2,522	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保方策（人日）	2,522	2,507	2,507	2,507	2,507
箇所数（カ所）	4	4	4	4	4

●一時預かり事業（その他の一時預かり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	1,340	1,310	1,315	1,283	1,235
②確保方策（人日）	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
箇所数（カ所）	1	1	1	1	1

(7) 病児・病後児保育事業

【概要】

病児や病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保護者が就労・病気等のやむを得ない理由のため、一時的に保育を必要とする場合に保育を行う事業です。

【実施方針と確保方策】

病児・病後児保育事業は、広域的な提供体制を検討していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)					
病児・病後児対応型	24	23	23	22	22
体調不良児対応型	649	626	624	601	592
②確保方策 (人日)					
病児・病後児対応型	288	288	288	288	288
体調不良児対応型	700	700	700	700	700

(8) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施方針と確保方策】

相互援助の核となる組織づくり、体制整備に要する人材等の確保が困難であり、設立には至っていません。現在は、子育て支援センターにおいて実施する未就園児有償託児事業にて一部ニーズに対する事業展開は出来ており、令和7年度にはベビーシッター利用料の補助制度を新たに創設しますが、今後もファミリー・サポート・センター設立に向けて調査・研究を行い、子育て支援の更なる充実に努めてまいります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)					
乳幼児	249	241	241	235	227
小学生	0	0	0	0	0
②確保方策	未就園児有償託児を継続しつつ、ファミリー・サポート・センター設立について、調査・研究を進めます。				

(9) 妊婦健康診査

【概要】

病気の早期発見と安全な出産のため、母体とお腹の中の赤ちゃんの健康を確認する健診事業です。

【実施方針と確保方策】

妊婦健診については最大 14 回の公費助成を実施し、今後も妊婦の健康管理の向上に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 利用者(人)	80	77	74	72	70
健診回数(回)	1,120	1,078	1,036	1,008	980
②確保方策 健診回数(回)	1,120	1,078	1,036	1,008	980

(10・11) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

【概要】

●乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞くとともに、子育て支援の情報提供を行うことで、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

●養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭（育児ストレスや産後うつ等の問題によって子育てに対して強い不安や孤立感等を抱えている状態）に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実施方針と確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいる全ての家庭を訪問していきます。

養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して実施していきます。また、その他要保護児童等の支援に向け、平群町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るなど、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 乳児全戸訪問(人)	80	77	74	72	70
養育支援訪問(人)	100	97	94	92	90
②確保方策 実施体制(人)	3	3	3	3	3

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。

【実施方針と確保方策】

保護者の世帯所得等を勘案し、新制度未移行の幼稚園に通う児童の副食費を助成します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

【実施方針と確保方策】

今後、多様な事業者による事業展開について促進を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【実施方針と確保方策】

令和6年度より実施しており、引き続き乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業により支援を必要とする家庭を把握し、社会福祉協議会と連携しヘルパーの派遣体制を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人回)	50	50	50	50	50
②確保方策 (人回)	50	50	50	50	50

(15) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【実施方針と確保方策】

現在子育て支援センターで実施している不登校児への居場所づくりの提供を、引き続き実施し、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等の支援を継続します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	40	40	40	40	40
②確保方策（人）	40	40	40	40	40

(16) 親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【実施方針と確保方策】

保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有できる場を設けることが出来るよう民間業者への委託や他市町村との連携での実施も含めて検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1	1	1	1	1
②確保方策（人）	1	1	1	1	1

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【実施方針と確保方策】

既に伴走型相談支援として実施している事業の為、引き続き全ての妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等の支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回）	240	231	222	216	210
②確保方策（人回）	240	231	222	216	210

(18) 乳児等通園支援事業

【概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

【実施方針と確保方策】

令和8年度からの本格実施に向けて、国が作成する手引き等を踏まえ、本町の提供体制を確保し、保育所等に通っていないこどもが家庭以外と関わる機会や家庭とは異なる様々な体験が得られるよう取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	10	8	7	6	6
②確保方策（人）	0	8	7	6	6

(19) 産後ケア事業

【概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【実施方針と確保方策】

引き続き退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てが出来る支援体制の確保を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回）	32	34	36	38	40
②確保方策（人回）	32	34	36	38	40

（１）認定こども園の普及に関する基本的考え方

本町の認定こども園は、これまでの保育園と幼稚園を組み合わせ、０歳児から５歳児までのこどもを一貫して育成する幼保一元施設です。保育園と同様に長時間保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。また、保護者の要望に応じて一時保育や延長保育、預かり保育、課外活動なども実施しています。

現在、町では、町立認定こども園が２か所、私立認定こども園が１か所整備されています。

保育ニーズやこどもの人口推移を見据え、令和８年度より既存の私立幼稚園から認定こども園への移行を予定しています。

（２）保育士・教職員に対する研修に関する事項

乳幼児期から児童期の様々な課題に対応できるよう、各園及び学校で研修を実施するとともに、日々の保育の評価及び改善に努めています。また、各園及び学校での研修に加え、幼児期から児童期の課題に即した研修や実践的な指導が深められるよう奈良県主催の研修にも参加しています。引き続き、各種研修・研究や、就学前の教育から小学校教育への円滑な接続、幼児教育・保育施設からの相談支援など、幼児教育・保育のさらなる充実に努めていきます。

（３）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の考え方

引き続き、こどもの最善の利益を優先しながら、全てのこどもに平等に質の高い教育・保育を提供できるよう、関係職員の資質向上及び関係機関の更なる連携強化に努めます。

また、地域子ども・子育て支援事業を通じて、全ての家庭を対象に、こどもの成長に応じた子育て支援策の充実や、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを進めてきました。今後は、更に質の向上を図り、こどもや子育て世帯が安心して住むことができる魅力あるまちづくりを進めていきます。

令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正により、「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園・保育園等の保育料が無償化されたほか、それまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

これを受け、本町では、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう、必要な様式や給付方法等について定め、公正かつ適正な支給が確保できるよう努めてきました。引き続き、実施方法の検証を進めながら、公正かつ適正な支給の確保に努めています。





第6章

こども施策の推進に向けて

第6章 こども施策の推進に向けて

1 計画の推進体制と進捗管理

(1) 計画の推進体制

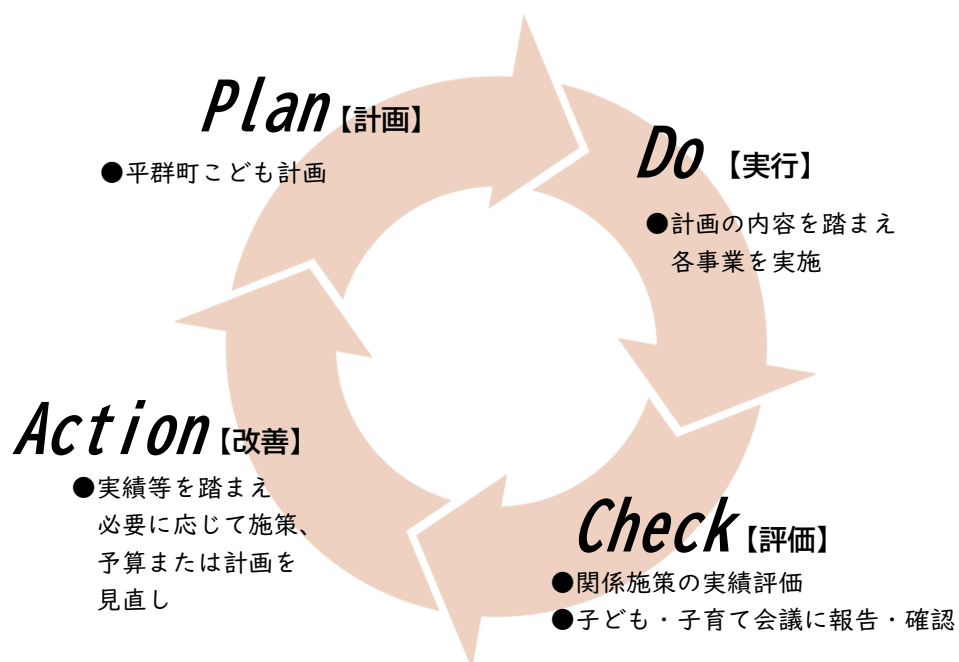
本計画は、こども計画に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、全てのこどもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し計画を推進していきます。

また、計画の実現にあたっては、行政だけではなく町全体として子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、町内の子育て支援に関わる家庭をはじめとしたこども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

(2) 計画の進捗管理

本計画及び各種施策の推進については、実効性を高めるため、子ども・子育て支援会議等において計画の進捗について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。



本町では、これまで、2つのこども園（ゆめさとこども園、はなさとこども園）と1つの幼稚園（平群北幼稚園）において教育・保育サービスを提供してきましたが、待機児童の解消には至らず、毎年こども園の入所者数が定員数を上回るなど、量の確保が課題となっていました。

こうした中、令和6年4月にレイモンド平群こども園が整備されたことから、待機児童の解消並びに2つのこども園に対する負担軽減も図られつつありますが、女性の労働力率の上昇と比例し、こども園の園児数も増加傾向が続いていることから、今後も需給バランスを考慮した適切な施設運営が必要となります。

一方で、幼稚園の園児数は減少傾向となっており、令和3年度の93人をピークに令和6年度では55人と38人減少しています。

このように、子育て家庭を取り巻く環境の変化に応じて求められるサービスのあり方も変化してきており、本町においても、これからの社会情勢や住民ニーズを的確に把握したうえで、ハード面・ソフト面において適切な供給量の確保と保育サービスの質的向上といった、子育て支援環境の充実に図っていくことが重要となります。

子育て支援環境の充実とは、例えば、保育従事者の充実や能力（質）の向上、関係機関の連携の強化、既存施設の安全管理体制の強化や施設・設備の整備、土曜日・休日や長期休暇中の保育のあり方、保育内容の充実・付加的プログラム、一時預かりや病児保育、令和8年度より開始される「こども誰でも通園制度」の導入など、様々な視点からのアプローチが考えられます。

住民にとって安全・安心に暮らせるまち、また、子育て世代が本町に住んでみたいと思えるまちを目指して、今後とも、住民ニーズに反映した適切な供給量と保育サービスの質的向上を図る各種取組の充実・強化に努めていきます。





資料編

1 第2期子ども・子育て支援事業計画事業実績

※令和6年度は令和6年8月末時点の実績値、それ以外は年度末時点での実績値

(1) 教育・保育事業

●幼児教育（3～5歳・1号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	144	151	142	146	147
②確保方策	144	151	142	146	147
特定教育・保育施設	144	151	142	146	147
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
③実績値					
こども園	62	52	58	47	49
幼稚園	67	72	57	47	43

●保育所等（3～5歳・2号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	193	202	190	196	198
②確保方策	193	202	190	196	198
特定教育・保育施設	193	202	190	196	198
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
③実績値					
こども園	190	198	183	205	208
幼稚園（新2号）	24	26	28	19	19

●保育所等（1～2歳・3号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	101	100	100	99
②確保方策	100	101	100	100	99
特定教育・保育施設	100	101	100	100	99
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
③実績値					
こども園	97	96	98	98	123

●保育所等（0歳・3号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
②確保方策	11	11	11	11	11
特定教育・保育施設	11	11	11	11	11
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
③実績値					
こども園	12	9	18	15	19

(2) 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (カ所)	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター	0	0	0	0	0
②確保方策 (カ所)	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター	0	0	0	0	0
③実績値 (カ所)	1	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター	0	1	1	1	1

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	131	133	135	137	139
②確保方策 (人)	131	133	135	137	139
③実績値 (人)	120	109	106	113	134

(3) 放課後児童健全育成事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	260	238	246	237	223
低学年	186	165	176	165	159
高学年	74	73	70	72	64
②確保方策					
利用者数 (人)	280	280	280	280	280
施設数 (カ所)	3	3	3	3	3
③実績値					
利用者数 (人)	229	214	214	208	209
低学年	170	152	152	151	170
高学年	59	62	62	57	39
施設数 (カ所)	3	3	3	3	3

(4) 子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 利用者数 (人日)	14	14	14	14	14
②確保方策					
利用者数 (人日)	14	14	14	14	14
箇所数 (カ所)	3	3	3	3	3
③実績値					
利用者数 (人日)	0	7	0	0	0
箇所数 (カ所)	6	7	7	7	7

(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	(人日/月)	643	656	669	682	695
②確保方策	(人日/月)	643	656	669	682	695
	箇所数(カ所)	2	2	2	2	2
③実績値	(人日/月)	916	898	975	1,466	1,416
	箇所数(カ所)	2	2	2	2	2

(6) 一時預かり事業

●一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	(人日)	2,881	2,893	2,905	2,923	2,936
	こども園	1,057	1,069	1,081	1,099	1,112
	私立幼稚園	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
②確保方策	(人日)	2,881	2,893	2,905	2,923	2,936
③実績値	(人日)	1,167	2,524	2,254	2,217	1,961
	箇所数(カ所)	3	3	3	3	4

●一時預かり事業（その他の一時預かり）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	(人日)	1,608	1,637	1,666	1,697	1,726
②確保方策	(人日)	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
	箇所数(カ所)	1	1	1	1	1
③実績値	(人日)	1,507	1,369	1,288	1,514	1,468

(7) 病児・病後児保育事業

●病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	(人日)	210	210	210	210	210
②確保方策	(人日)	288	288	288	288	288
③実績値	(人日)	3	26	25	24	22

●病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	(人日)	700	700	700	700	700
②確保方策	(人日)	700	700	700	700	700
③実績値	(人日)	169	398	351	648	437

(8) ファミリー・サポート・センター事業

実績なし

(9) 妊婦健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用者数(人)	86	82	78	76	73
	健診回数(回)	1,204	1,148	1,092	1,064	1,022
②確保方策	(人)	1,204	1,148	1,092	1,064	1,022
③実績値	利用者数(人)	125	136	125	130	180
	健診回数(回)	933	997	968	944	982

(10・11) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	乳児全戸訪問(人)	86	82	78	76	73
	養育支援訪問(人回)	55	55	53	53	51
②確保方策	実施体制(人)	3	3	3	3	3
③実績値	乳児全戸訪問(人)	67	77	86	76	81
	養育支援訪問(人)	132	83	105	95	91
	実施体制(人)	3	4	4	3	3

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策	実施予定の有無	有	有	有	有	有
③実績値	(人)	12	17	14	13	2

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実績なし

「平群町こども計画」を策定するにあたり、平群町で過ごす学童期のこどもの意識調査を目的に実施しました。

実施時期：令和6年（2024年）10月15日

実施場所：平群小学校、平群北小学校、平群南小学校

参加者：平群小学校8名、平群北小学校10名、平群南小学校8名

テーマ：「みんなが安心して過ごせる居場所、みんなが楽しいとき・落ち着けるとき」

テーマ	主な意見の内容
居場所	・友達と気兼ねなく遊べる場所 ・仲の良い友達や安心できる大人がいる場所 ・ゆっくり本を読んだり、図工ができる場所
楽しいとき 落ち着けるとき	・友達と盛り上がっているとき ・学校や公園で友達と遊んでいるとき ・勉強しているとき
もっとこうなったら いいなと思う事	・いつでも寝れる場所があったらいいな ・色々な体験活動ができる場所がほしい ・フリースクールがあればいいと思う

○その他の意見

こども達の意見では、「将来の夢がある」が88.5%、自分が一番落ち着く場所は1位の「家」が57.8%、2位の「学校」が30.1%となっていました。また、「将来も平群町に住みたい」は69.3%となっており、「都会」や「海外」といった意見も見られ、こどもたちに自分のまちをもっと好きになってもらう取組を進めていく必要があります。

子どもの人権尊重という視点にたって、この世に生を受けた「子どもが育つ」うえで、その子どもを受け入れた社会、地域、家族はどのように支援する必要があるかという問いを立てて、子育て支援システムを考えてみよう。そのなかで、子どもの「親」を引き受けた大人が、子どもの育ちに責任をもつとはどういうことかということも考えたい。

図5は、子育て支援システム・モデルである。この図のポイントを指摘しておこう。

まず、①育つ主体は子どもである。大人や親が「子どもを育てる」から「子どもが育つ」への発想の転換である。②子どもは家族システムに属しているが、同時に、家族システムの外側に形成される子育て支援システムにも属することになる。このことは、子どもの育ちを親のみに全責任を負わせないことを意味する。③子どもの親は、ファミリー・サポート・センターの協力を得て、地域のなかで子どもの育ちを支援してもらえる「サポーター」を依頼し、保育所にも子育て支援を依頼して、子育て支援システムを構築する。子育て支援における親の責任は、子育て支援システムが円滑に機能するようにコーディネートし、連絡調整することである。子育て支援ネットワークの構築におけるキーワードは、「子どもの利益を最優先すること」である。④子どもの人権保障にかかわる公的機関は、個々の子育て支援システムをサポートためにネットワークを構築する。子ども人権センターは、子どもの人権保障をねらいとして、現在の児童相談所の機能、子どもオンブズパーソン機能、シェルター機能など、総合機関として設立されることが期待される。

子どもが成長するにつれて、図6のように、子育て支援システムは変化していく。重要なことは、子育て支援システムのメンバーや関係機関は入れ替わっても、メンバーや関係機関の間で引き継ぎが過不足なく行われ、子育て支援に支障をきたすことがないことである。

子どもの父親と母親とが離婚して子どもが母親とだけ生活することになっても、子育て支援システムが機能していれば、子どもの生育に支障をきたすことはないだろう。

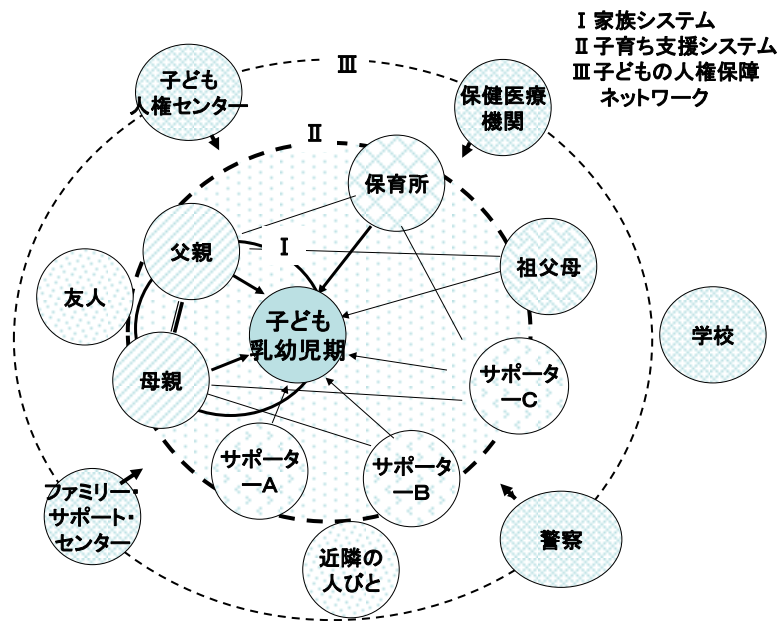


図5 子育て支援システム

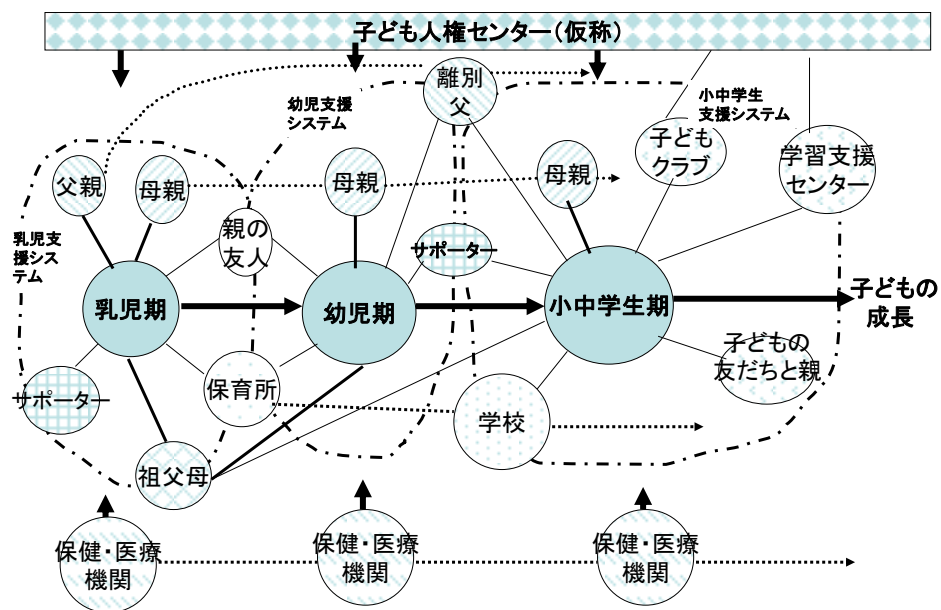


図6 子どもの成長過程と子育て支援システム

引用：神原文子 2015「社会システムとしての家族」清水新二・宮本みち子編著『新訂 家族生活研究－家族の景色とその見方』放送大学教育振興会 69-88.

○平群町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下、「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、平群町子ども・子育て会議(以下、「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項に掲げる事務
- (2) その他町長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) こどもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない時は町長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

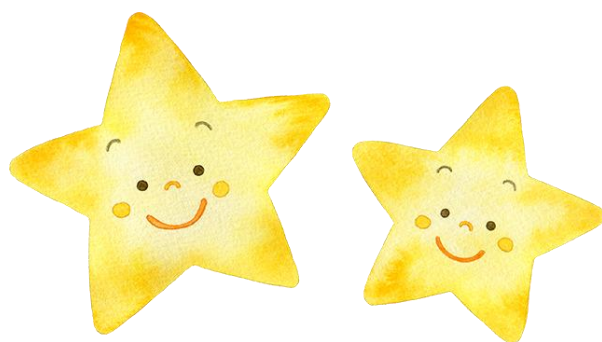
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 10 日条例第 1 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

区分	氏名	所属等
子ども・子育て支援 に関し学識経験のある者	新川 泰弘（会長）	関西福祉科学大学 教育学部 教授
こどもの保護者	三本 美和	平群町連合PTA協議会 会長
	多田 紘幸	はなさとこども園育友会 会長
	瀬川 真奈	ゆめさとこども園育友会 会長
	堅尾 幸司（副会長）	平群町子ども会育成者連合会 会長
子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	佐々木 光生	はなさとこども園 園長
	岡部 仁彦	ゆめさとこども園 園長
	田畑 吉一	平群町校長会 会長
関係行政機関の職員	向山 晃弘	教育委員会総務課 主幹
	北川 敏子 （～令和6年8月31日）	健康保険課 主幹
	石見 幹子 （令和6年9月1日～）	健康保険課 参事
	倉田 康寿	まち未来推進課 主幹
その他町長が必要と 認める者	川口 輝子	平群町民生児童委員協議会 会長
	田中 清子	平群町社会福祉協議会 コミュニティソ ーシャルワーカー

（順不同・敬称略）



6

計画の策定経過

日程	実施項目	内 容
令和6年 7月29日	第1回 子ども・子育て会議	●各種アンケートの内容について ●平群町こども計画の策定について
令和6年 8月10日～ 8月30日	子ども・子育てに関するアンケート調査実施	
11月7日	第2回 子ども・子育て会議	●アンケート集計結果について ●「第2期子ども・子育て支援事業計画」、「平群町子どもの未来応援計画事業」の評価結果について ●平群町こども計画の骨子案について
令和7年 1月24日	第3回 子ども・子育て会議	●平群町こども計画素案について
2月14日～ 2月28日	パブリックコメント	
3月18日	第4回 子ども・子育て会議	●平群町こども計画案について



平群町こども計画

発行：平群町

発行年月：令和7年3月

編集：こども支援課

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

TEL 0745-45-1001（代） FAX 0745-45-0100
